

## 国体の本義

- 一、本書は国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した。
- 一、我が国体は宏大深遠であつて、本書の叙述がよくその真義を尽くし得ないことを懼れる。
- 一、本書に於ける古事記、日本書紀の引用文は、主として古訓古事記、日本書紀通釈の訓に従ひ、又神々の御名は主として日本書紀によつた。

## 目次

### 緒言

#### 第一 大日本国体

- 一、肇国
- 二、聖徳
- 三、臣節
- 四、和と「まこと」

#### 第二 国史に於ける国体の顕現

- 一、国史を一貫する精神
- 二、国土と国民生活
- 三、国民性
- 四、祭祀と道德
- 五、国民文化
- 六、政治・経済・軍事

### 結語

## 国体の本義

### 緒言

我が国は、今や国運頗る盛んに、海外発展のいきほひ著しく、前途弥々多望な時に際会してゐる。産業は隆盛に、国防は威力を加へ、生活は豊富となり、文化の発展は諸方面に著しいものがある。夙に支那・印度に由来する東洋文化は、我が国に輸入せられて、惟神（かむながら）の国体に醇化せられ、更に明治・大正以来、欧米近代文化の輸入によつて諸種の文物は顕著な発達を遂げた。文物・制度の整備せる、學術の一大進歩をなせる、思想・文化の多彩を極むる、万葉歌人をして今日にあらしめば、再び「御民（みたみ）吾（われ）生ける験（しるし）あり天地（あめつち）の榮ゆる時にあへらく念（おも）へば」と謳ふであらう。明治維新の鴻業により、旧来の陋習を破り、封建的束縛を去つて、国民はよくその志を遂げ、その分を竭くし、爾来七十年、以て今日の盛事を見るに至つた。

併しながらこの盛事は、静かにこれを省みるに、実に安穩平静のそれに非ずして、内に外に波瀾万丈、発展の前途に幾多の困難を蔵し、隆盛の内面に混乱をつつんでゐる。即ち国体の本義は、動もすれば透徹せず、學問・教育・政治・経済その他国民生活の各方面

に幾多の欠陥を有し、伸びんとする力と混乱の因とは錯綜表裏し、燦然たる文化は内に薰蕕（くんいう）を併せつゝみ、こゝに種々の困難な問題を生じてゐる。今や我が国は、一大躍進をなさんとするに際して、生彩と陰影相共に現れた感がある。併しながら、これ飽くまで発展の機であり、進歩の時である。我等は、よく現下内外の真相を把握し、拠つて進むべき道を明らかにすると共に、奮起して難局の打開に任じ、弥々国運の伸展に貢献するところがなければならぬ。

現今我が国の思想上・社会上の諸弊は、明治以降余りにも急激に多種多様な欧米の文物・制度・学術を輸入したために、動もすれば、本を忘れて末に趨り、厳正な批判を欠き、徹底した醇化をなし得なかつた結果である。抑々我が国に輸入せられた西洋思想は、主として十八世紀以来の啓蒙思想であり、或はその延長としての思想である。これらの思想の根柢をなす世界観・人生観は、歴史的考察を欠いた合理主義であり、実証主義であり、一面に於て個人に至高の価値を認め、個人の自由と平等とを主張すると共に、他面に於て国家や民放を超越した抽象的な世界性を尊重するものである。従つてそこには歴史的全体より孤立して、抽象化せられた個々独立の人間とその集合とが重視せられる。かゝる世界観・人生観を基とする政治学説・社会学説・道徳学説・教育学説等が、一方に於て我が国の諸種の改革に貢献すると共に、他方に於て深く広くその影響を我が国本来の思想・文化に与へた。

我国の啓蒙運動に於ては、先づ仏蘭西啓蒙期の政治哲学たる自由民権思想を始め、英米の議会政治思想や実利主義・功利主義、独逸の国権思想等が輸入せられ、固陋な慣習や制度の改廃にその力を發揮した。かゝる運動は、文明開化の名の下に広く時代の風潮をなし、政治・経済・思想・風習等を動かし、所謂欧化主義時代を現出した。然るにこれに対して伝統復帰の運動が起つた。それは国粹保存の名によつて行はれたもので、澎湃たる西洋文化の輸入の潮流に抗した国民的自覚の現れであつた。蓋し極端な欧化は、我が国の伝統を傷つけ、歴史の内面を流れる国民的精神を萎靡せしめる惧れがあつたからである。かくて欧化主義と国粹保存主義との対立を来し、思想は昏迷に陥り、国民は、内、伝統に従ふべきか、外、新思想に就くべきかに悩んだ。然るに、明治二十三年「教育ニ関スル勅語」の渙発せられるに至つて、国民は皇祖皇宗の肇国樹徳の聖業とその履践すべき大道とを覺り、こゝに進むべき確たる方向を見出した。然るに欧米文化輸入のいきほひの依然として盛んなために、この国体に基づく大道の明示せられたにも拘らず、未だ消化せられない西洋思想は、その後も依然として流行を極めた。即ち西洋個人本位の思想は、更に新しい旗幟の下に実証主義及び自然主義として入り来り、それと前後して理想主義的思想・学説も迎へられ、又続いて民主主義・社会主義・無政府主義・共産主義等の侵入となり、最近に至つてはファッション等の輸入を見、遂に今日我等の当面する如き思想上・社会上の混乱を惹起し、国体に関する根本的自覚を喚起するに至つた。

抑々社会主義・無政府主義・共産主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根柢をなす個人主義に基づくものであつて、その発現の種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする欧米に於ても、共産主義に対しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本来の個人主義を棄てんとして、全体主義・国民主義の勃興を見、ファッション・ナチスの擡頭ともなつた。即ち個人主義の行詰りは、欧米に於ても我が国に於ても、等しく思想上・社会上の混乱と轉換との時期を将来してゐるといふことが出来る。久しく個人

主義の下にその社会・国家を発達せしめた欧米が、今日の行詰りを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が国に関する限り、真に我が国独自の立場に還り、万古不易の国体を闡明し、一切の追隨を排して、よく本来の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々欧米文化の摂取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聡明にして宏量なる新日本を建設すべきである。即ち今日我が国民の思想の相剋、生活の動揺、文化の混乱は、我等国民がよく西洋思想の本質を徹見すると共に、真に我が国体の本義を体得することによつてのみ解決せられる。而してこのことは、独り我が国のためのみならず、今や個人主義の行詰りに於てその打開に苦しむ世界人類のためでなければならぬ。こゝに我等の重大なる世界史的使命がある。乃ち「国体の本義」を編纂して、肇国の由来を詳にし、その大精神を闡明すると共に、国体の国史に顕現する姿を明示し、進んでこれを今の世に説き及ぼし、以て国民の自覚と努力とを促す所以である。

## 第一 大日本国体

### 一、肇国

大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を発揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり、国史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、国家の発展と共に弥々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇国（てうこく）の事事の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかを知らねばならぬ。

我が肇国は、皇祖天照大神（あまてらすおほみかみ）が神勅を皇孫瓊瓊杵（ににぎ）ノ尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂（みづほ）の国に降臨せしめ給うたときに存する。而して古事記・日本書紀等は、皇祖肇国の御事を語るに当つて、先づ天地開闢・修理固成のことを伝へてゐる。即ち古事記には、

天地（あめつち）の初発（はじめ）の時、高天（たかま）ノ原（はら）に成りませる神の名（みな）は、天之御中主（あめのみなかぬし）ノ神、次に高御産巢日（たかみむすび）ノ神、次に神産巢日（かみむすび）ノ神、この三柱の神はみな独神（ひとりがみ）成りまして、身（みみ）を隠したまひき。

とあり、又日本書紀には、

天（あめ）先づ成りて地（つち）後に定まる。然して後、神聖（かみ）其の中（なか）に生（あ）れます。故（か）れ曰く、開闢之初（あめつちのわかるゝはじめ）、洲壤（くにつち）浮かれ漂へること譬へば猶遊ぶ魚の水の上に浮けるがごとし。その時天地の中に一物（ひとつのもの）生（な）れり。状（かたち）葦牙（あしかび）の如し。便ち化為（な）りませる神を国常立（くにのとこたち）ノ尊と号（まを）す。

とある。かゝる語事（かたりごと）、伝承は古来の国家的信念であつて、我が国は、かゝる悠久なるところにその源を発してゐる。

而して国常立（くにのとこたち）ノ尊を初とする神代七代の終に、伊弉諾（いざなぎ）ノ尊・伊弉冉（いざなみ）ノ尊二柱の神が成りましたのである。古事記によれば、二尊は

天ツ神諸々の命（みこと）もちて、漂へる国の修理固成の大業を成就し給うた。即ち、是に天ツ神諸（もろ／＼）の命（みこと）以（も）ちて、伊邪那岐ノ命・伊邪那美ノ命二柱の神に、この漂へる国を修理（つく）り固（かため）成（な）せと詔（の）りごちて、天（あま）の沼矛（ぬぼこ）を賜ひてことよさしたまひき。

とある。かくて伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊は、先づ大八洲を生み、次いで山川・草木・神々を生み、更にこれらを統治せられる至高の神たる天照大神を生み給うた。即ち古事記には、

此の時伊邪那岐ノ命大（いた）く歡喜（よろこ）ばして詔りたまはく、吾（あれ）は子（みこ）生み生みて、生みの終（はて）に、三貴子（みはしらのうつのみこ）得たりと詔りたまひて、即ち其の御頸珠（みくびたま）の玉の緒（を）もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝（な）が命は高天原を知らせと、ことよさして賜ひき。

とあり、又日本書紀には、

伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊共に議（はか）りて曰（のたまは）く、吾（あ）れ已に大八洲国及び山川草木を生めり、何（いか）にぞ天下（あめのした）の主（きみ）たるべき者を生まざらめやと。是に共に日神（ひのかみ）を生みまつります。大日●（「櫛」の右側の下に「女」）貴（おほひるめのむち）と号（まを）す。（一書に云く、天照大神、一書に云く、天照大日●ノ尊。）此の子（みこ）光華（ひかり）明彩（うるは）しくして六合（あめつち）の内に照徹（てりとほ）らせり。

とある。

天照大神は日神又は大日●貴とも申し上げ、「光華明彩しくして六合の内に照徹らせり」とある如く、その御稜威は宏大無辺であつて、万物を化育せられる。即ち天照大神は高天ノ原の神々を始め、二尊の生ませられた国土を愛護し、群品を撫育し、生成発展せしめ給ふのである。

天照大神は、この大御心・大御業を天壤と共に窮りなく弥栄えに発展せしめられるために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君臣の大義を定め、我が国の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇固の大業が成つたのである。我が国は、かゝる悠久深遠な肇固の事実に始つて、天壤と共に窮りなく生成発展するのであつて、まことに万邦に類を見ない一大盛事を現前してゐる。

天照大神が皇孫瓊瓊杵ノ尊を降し給ふに先立つて、御弟素戔嗚ノ尊の御子孫であらせられる大国主ノ神を中心とする出雲の神々が、大命を畏んで恭順せられ、こゝに皇孫は豊葦原の瑞穂の国に降臨遊ばされることになつた。而して皇孫降臨の際に授け給うた天壤無窮の神勅には、

豊葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穂（みづほ）の国は、是れ吾（あ）が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。宜しく爾皇孫（いましすめみま）就（ゆ）きて治（し）らせ。行矣（さきくませ）宝祚（あまつひつぎ）の隆えまさむこと、当に天壤（あめつち）と窮りなかるべし。

と仰せられてある。即ちこゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて、我が国体は確立し、すべしろしめす大神たる天照大神の御子孫が、この瑞穂の国に君臨し給ひ、その御位の隆えまさんこと天壤と共に窮りないのである。而してこの肇固の大義は、皇孫の降臨によつ

て万古不易に豊葦原の瑞穂の国に実現されるのである。

更に神鏡奉斎の神勅には、

此れの鏡は、専（もは）ら我が御魂（みたま）として、吾が前（みまへ）を拝（いつ）くが如（ごと）、いつきまつれ。

と仰せられてある。即ち御鏡は、天照大神の崇高なる御霊代（みたましろ）として皇孫に授けられ、歴代天皇はこれを承継ぎ、いつきまつり給ふのである。歴代天皇がこの御鏡を承継させ給ふことは、常に天照大神と共にあらせられる大御心であつて、即ち天照大神は御鏡と共に今にましますのである。天皇は、常に御鏡をいつきまつり給ひ、大神の御心をもつて御心とし、大神と御一体とならせ給ふのである。而してこれが我が国の敬神崇祖の根本である。

又この神勅に次いで、

思金（おもひかね）ノ神は、前（みまへ）の事を取り持ちて政（まつりごと）せよ。と仰せられてある。この詔は、思金ノ神が大神の詔のまに／＼、常に御前の事を取り持ちて行ふべきことを明示し給うたものであつて、これは大神の御子孫として現御神（あまつみかみ）であらせられる天皇と、天皇の命によつて政に当るものとの関係を、儼として御示し遊ばされたものである。即ち我が国の政治は、上は皇祖皇宗の神霊を祀り、現御神（あまつみかみ）として下万民を率ゐ給ふ天皇の統べ治らし給ふところであつて、事に当るものは大御心を奉戴して輔翼の至誠を尽くすのである。されば我が国の政治は、神聖なる事業であつて、決して私のはからひ事ではない。

こゝに天皇の御本質を明らかにし、我が国体を一層明徴にするために、神勅の中にかゝられる天壤無窮・万世一系の皇位・三種の神器等についてその意義を闡明しなければならぬ。

天壤無窮とは天地と共に窮りないことである。惟ふに、無窮といふことを単に時間的連続に於てのみ考へるのは、未だその意味を尽くしたものではない。普通、永遠とか無限とかいふ言葉は、単なる時間的連続に於ける永久性を意味してゐるのであるが、所謂天壤無窮は、更に一層深い意義をもつてゐる。即ち永遠を表すと同時に現在を意味してゐる。現御神にまします天皇の大御心・大御業の中には皇祖皇宗の御心が拝せられ、又この中に我が国の無限の将来が生きてゐる。我が皇位が天壤無窮であるといふ意味は、実に過去も未来も今に於て一になり、我が国が永遠の生命を有し、無窮に発展することである。我が歴史は永遠の今の展開であり、我が歴史の根柢にはいつも永遠の今が流れてゐる。

「教育ニ関スル勅語」に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてあるが、これは臣民各々が、皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふ天皇に奉仕し、大和心を奉戴し、よくその道を行ずるところに実現せられる。これによつて君民体を一にして無窮に生成発展し、皇位は弥々栄え給ふのである。まことに天壤無窮の宝祚は我が国体の根本であつて、これを肇国の初に當つて永久に確定し給うたのが天壤無窮の神勅である。

皇位は、万世一系の天皇の御位であり、たゞ一すぢの天ツ日嗣である。皇位は、皇祖の神裔にましまし、皇祖皇宗の肇め給うた国を承継ぎ、これを安国と平らけくしろしめすことを大御業とせさせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一体となつてその大御心を今に顕し、国を栄えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拝し、その御恵の下に我が国の臣民となるの

である。かくの如く皇位は尊厳極まりなき高御座であり、永遠に揺ぎなき国の大本である。

高御座に即き給ふ天皇が、万世一系の皇統より出でさせ給ふことは肇国の大本であり、神勅に明示し給ふところである。即ち天照大神の御子孫が代々この御位に即かせ給ふことは、永久に渝ることのない大義である。個人の集団を以て国家とする外国に於ては、君主は智・徳・力を標準にして、徳あるはその位に即き、徳なきはその位を去り、或は権力によつて支配者の位置に上り、権力を失つてその位を逐はれ、或は又主権者たる民衆の意のまゝに、その選挙によつて決定せられる等、専ら人の仕業、人の力のみによつてこれを定める結果となるのは、蓋し止むを得ないところであらう。而もこの徳や力の如きは相対的のものであるから、いきほひ権勢や利害に動かされて争闘を生じ、自ら革命の国柄をなすに至る。然るに我が国に於ては、皇位は万世一系の皇統に出でさせられる御方によつて継承せられ、絶対に動くことがない。さればかゝる皇位にまします天皇は、自然にゆかしき御徳をそなへさせられ、従つて御位は益々鞏く又神聖にましますのである。臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に対し奉る自らなる渴仰随順である。我等国民は、この皇統の弥々栄えます所以と、その外国に類例を見ない尊厳とを、深く感銘し奉るのである。

皇位の御するしとして三種の神器が存する。日本書紀には、

天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵ノ尊に、八坂瓊ノ曲玉及び八咫ノ鏡・草薙ノ劍、三種の宝物を賜ふ。

とある。この三種の神器は、天の岩屋の前に於て捧げられた八坂瓊ノ曲玉・八咫ノ鏡及び素戔鳴ノ尊の奉られた天ノ叢雲ノ劍（草薙ノ劍）の三種である。皇祖は、皇孫の降臨に際して特にこれを授け給ひ、爾来、神器は連綿として代々相伝へ給ふ皇位の御するしとなつた。従つて歴代の天皇は、皇位継承の際これを承けさせ給ひ、天照大神の大御心をそのまゝに伝へさせられ、就中、神鏡を以て皇祖の御霊代として奉斎し給ふのである。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ礼ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

と仰せられてある。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示されたものと解するものもあり、或は道徳の基本を示されたものと拝するものもあるが、かゝることは、国民が神器の尊厳をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであらう。

## 二、聖徳

伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊の修理固成は、その大御心を承け給うた天照大神の神勅によつて肇国となり、更に神武天皇の御創業となり、歴代天皇の大御業となつて栄えゆくのである。二尊によつて大八洲は生まれ、天照大神の神勅によつて国は肇った。天照大神の御徳を日本書紀には「光華明彩しくして六合の内に照徹らせり」と申し上げてある。天皇はこの六合の内を普く照り徹らせ給ふ皇祖の御徳を具現し、皇祖皇宗の御遺訓を継承せられて、無窮に我が国を統治し給ふ。而して臣民は、天皇の大御心を奉体して惟神の天業を翼賛し奉る。こゝに皇国の確立とその限りなき隆昌とがある。

孝徳天皇は、大化三年新政断行後の詔に、

惟神も我が子治さむと故寄させき。是を以て天地の初より君と臨す国なり。  
と宣はせられてゐる。

又、今上天皇陛下御即位位式の勅語には、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ経綸シ万世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ伝ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ

と仰せられてある。以て歴代の天皇が万世一系の皇位を承継がせられ、惟神の大道に遵ひ、弥々天業を経綸し給ふ大御心を拝することが出来る。

神武天皇が高千穂の宮にて皇兄五瀬ノ命と譲り給うた時「何れの地にまさばか、天の下の政をば平けく聞しめさむ」と仰せられたのは、国を念ひ、民を慈しみ給ふ大御心の現れであり、而してこれは、歴代の天皇の御精神でもあらせられる。天皇が御奠都に際して、

我東に征きしより茲に六年になりぬ、皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。辺土未だ清まらず余妖尚梗しと雖も、中洲之地復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規●（「暮」の「日」の代りに「手」）るべし。……然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と為むこと、亦可からずや。

と仰せられた詔は、まことに禍を払ひ、道を布き、弥々広く開けゆく我が国の輝かしい発展の道を示し給うたものである。而してこれ実に歴代天皇がいや継ぎ継ぎに継ぎ給ふ宏謨である。

かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の

生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。帝国憲法第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。従つて天皇は、外国の君主と異なり、国家統治の必要上立てられた主権者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選り定められた君主でもあらせられぬ。

天皇は天照大神の御子孫であり、皇祖皇宗の神裔であらせられる。天皇の御位はいかしく重いのであるが、それは天ツ神の御子孫として、この重き位に即き給ふが故である。文武天皇御即位の宣命に、

高天原に事始めて遠天皇祖の御世、中今に至るまでに、天皇が御子のあれまさむ弥継ぎ継ぎに大八島国知らさむ次と、天ツ神の御子ながらも天に坐す神の依さし奉りしまにまに、

と仰せられた如く、歴代の天皇は、天ツ神の御子孫として皇祖皇宗を敬ひまつり、皇祖皇宗と御一体になつて御位にましますのである。されば古くは、神武天皇が鳥見の山中に靈時を立て、皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられたのを始め、歴代の天皇皆皇祖皇宗の神霊を崇敬し、親しく祭祀を執り行はせ給ふのである。

天皇は恒例及び臨時の祭祀を最も厳粛に執り行はせられる。この祭祀は天皇が御親ら皇祖皇宗の神霊をまつり、弥々皇祖皇宗と御一体とならせ給ふためであつて、これによつて民人の慶福、国家の繁栄を祈らせ給ふのである。又古来農事に関する祭を重んじ、特に

御一代一度の大嘗祭並びに年毎の新嘗祭には、夜を徹して御親祭遊ばされる。これは皇孫降臨の際、天照大神が天壤無窮の神勅と神器とを下し給ふと同時に、斎庭の稲穂を授けさせられたことに基づくのである。その時の神勅には、

吾が高天ノ原に御す斎庭の穂を以て、亦吾が児に御せまつる。

と仰せられてある。即ち大嘗祭並びに新嘗祭には、皇祖の親授し給ひし稲穂を尊み、瑞穂の国の民を慈しみ給ふ神代ながらの御精神がよく葬祭せられる。

天皇は祭祀によつて、皇祖皇宗と御一体とならせ給ひ、皇祖皇宗の御精神に応へさせられ、そのしろしめされた蒼生を弥々撫育し榮えしめ給はんとせられる。ここに天皇の国をしろしめす御精神が拝せられる。故に神を祭り給ふことと政をみそなはせ給ふこととは、その根本に於て一致する。又天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し、以て肇国の大義と国民の履践すべき大道とを明らかにし給ふ。こゝに我が教育の大本が存する。従つて教育も、その根本に於ては、祭祀及び政治と一致するのであつて、即ち祭祀と政治と教育とは、夫々の働をなしながら、その帰するところは全く一となる。

天皇の国土経営の大御心は、我が国史の上に常に明らかに拝察せられる。この国土は、伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊が天ツ神諸々の命もちて修理固成し給うたものである。而して皇孫瓊瓊杵ノ尊は天照大神の神勅を奉じ、諸神を率ゐて降臨し、我が国永遠不動の礎を定め給うた。爾来日向に於て彦波●（「瀨」の右側が「欠」）武●（「顛」の右側が「鳥」）●（「滋」の右側+「鳥」）草葺不合ノ尊まで代々養正の御心を篤くせられたのであるが、神武天皇に至つて都を大和に奠めて、元元を鎮め、上は乾靈授国の御徳に応へ、下は皇孫養正の御心を弘め給うた、されば歴代天皇の国土経営の御精神は、一に皇祖の皇孫を降臨せしめ給うた大和心に基づき、この国土を安泰ならしめ、教化啓導の御徳を洽からしめられるところにある。崇神天皇の御代に四道將軍を發遣せられた際にも、この御精神は明らかに拝せられる。即ちその詔には、

民を導くの本は、教化くるに在り。今既に神祇を礼ひて、災害皆耗きぬ 然れども遠荒の人等、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざればか。其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕が憲を知らしめよ。

と仰せられてある。

景行天皇の御代に、日本武ノ尊をして熊襲・蝦夷を平定せしめられた場合も亦全く同様である。更に神功皇后が新羅に出兵し給ひ、桓武天皇が坂上ノ田村麻呂をして奥羽の地を鎮めさせ給うたのも、近くは日清・日露の戦役も、韓国の併合も、又満州国の建国に力を尽くさせられたのも、皆これ、上は乾靈授国の御徳に応へ、下は国土の安寧と愛民の大業をすゝめ、四海に御稜威を輝かし給はんとの大御心の現れに外ならぬ。明治天皇は、

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ来たるうらやすの国

かみつよの聖のみよのあととめてわが葦原の国はをさめむ

と詠み給うた。以て天皇の尊き大御心を拝察すべきである。

天皇の、億兆に限りなき愛撫を垂れさせ給ふ御事蹟は、国史を通じて常にうかがはれる。畏くも天皇は、臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて愛護し給ひ、その協翼に倚藉して皇猷を恢弘せんと思召されるのである。この大御心を以て歴代の天皇は、臣民の慶福のために御心を注がせ給ひ、ひとり正しきを勧め給ふのみならず、悪しく枉れるものをも慈しみ改めしめられるのである。



天照大神が、皇孫を御降しになるに先立つて、出雲の神々の恭順を勧め給ふ際にも、平和的手段を旨とし、大国主ノ神の恭順せられるに及んで、宮居を建てて優遇し給うた。これ、今日まで出雲大社の重んぜられる所以である。かゝる御仁愛は、皇祖以来、常にこの国土をしろしめす天皇の御精神であらせられる。

歴代の天皇が蒼生を愛養して、その衣食を豊かにし、その災害を除き、ひたすら民を安んずるを以て、天業恢弘の要務となし給うたことは更めて説くまでもない。垂仁天皇は多くの地溝を開き、農事を勧め、以て百姓を富寛ならしめ給うた。又百姓の安養を御軫念遊ばされた仁徳天皇の御仁慈は、国民の普く語り伝へて頌へ奉るところである。雄略天皇の御遺詔には、

筋力精神、一時に労竭きぬ。此の如きの事、本より身の為のみに非ず。 たゞ百姓を安養せむと欲するのみ。

と仰せられ、又醍醐天皇が寒夜に御衣をぬがせられて民の身の上を想はせ給うた御事蹟の如き、後醍醐天皇が天下の饑饉を聞召して、「朕不徳あらば天予一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふ」と仰せられて、朝餉の供御を止められて飢人窮民に施行し給ひ、後奈良天皇が疫病流行のため民の死するもの多きをいたく御軫念あらせられた御事蹟の如き、我等臣民の齊しく感泣し奉るところである。

天皇は億兆臣民を御一人の臣民とせられず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召させ給ふのである。憲法発布勅語にも、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ

と仰せられ、又、明治天皇は明治元年維新の宸翰に、

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其処ヲ得サル時ハ皆 脱カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ尽サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

と仰せ給ひ、御製に、

みち／＼につとめいそしむ国民の身をすくよかにあらせてしがな

とあるを拝誦する時、親の子を慈しむにいやまさる天皇の御仁慈を明らかに拝し奉るのである。維新前後より国事にたふれた忠誠なる臣民を、身分職業の別なく、その勲功を賞して、靖国神社に神として祀らせられ、又天災地変の際、畏くも御救恤に大和心を注がせ給うた御事蹟は一々挙げて数へ難き程である。更に民にして行を誤つた者に対してすらも、罪を憐む深き御仁徳をもつてこれを容し給ふのである。

尚、歴代の天皇は臣民の守るべき道を懇ろに示し給うてゐる。即ち推古天皇の御代には憲法十七条の御制定があり、近く明治二十三年には「教育ニ関スル勅語」を御下賜遊ばされた。まことに聖徳の宏大無辺なる、誰か感佩せざるものがあらうか。

### 三、臣節

我等は既に宏大無辺の聖徳を仰ぎ奉つた。この御仁慈の聖徳の光被するところ、臣民の道は自ら明らかなものがある。臣民の道は、皇孫瓊杵ノ尊の降臨し給へる当時、多くの神々が奉仕せられた精神をそのまゝに、億兆心を一にして天皇に仕へ奉るところにある。即ち我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇国の道を行ずるものであつて、我等臣

民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである。

我等臣民は、西洋諸国に於ける所謂人民と全くその本性を異にしてゐる。君民の関係は、君主と対立する人民とか、人民先づあつて、その人民の発展のため幸福のために、君主を定めるといふが如き関係ではない。然るに往々にして、この臣民の本質を謬り、或は所謂人民と同視し、或は少くともその間に明確な相違あることを明らかにし得ないものがあるのは、これ、我が国体の本義に関し透徹した見解を欠き、外国の国家学説を曖昧な理解の下に混同して来るがためである。各々独立した個々の人間の集合である人民が、君主と対立し君主を擁立する如き場合に於ては、君主と人民との間には、これを一体ならしめる深い根源は存在しない。然るに我が天皇と臣民との関係は、一つの根源より生まれ、肇国以来一体となつて榮えて来たものである。これ即ち我が国の大道であり、従つて我が臣民の道の根本をなすものであつて、外国とは全くその撰を異にする。固より外国と雖も、君主と人民との間には夫々の歴史があり、これに伴ふ情義がある。併しながら肇国の初より、自然と人とを一にして自らなる一体の道を現じ、これによつて弥々榮えて来た我が国の如きは、決してその例を外国に求めることは出来ない。こゝに世界無比の我が国体があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。

我が国は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と流動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉体することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに国民のすべての道德の根源がある。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身を捧げることが、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、国民としての真生命を發揚する所以である。天皇と臣民との関係は、固より権力服従の人為的關係ではなく、また封建道德に於ける主従の關係の如きものでもない。それは分を通じて本源に立ち、分を全うして本源を顕すのである。天皇と臣民との關係を、単に支配服従・權利義務の如き相對的關係と解する思想は、個人主義的思考に立脚して、すべてのものを對等な人格關係と見る合理主義的考へ方である。個人は、その發生の根本たる国家・歴史に連なる存在であつて、本来それと一体をなしてゐる。然るにこの一体より個人のみを抽象し、この抽象せられた個人を基本として、逆に国家を考へ又道德を立てても、それは所詮本源を失つた抽象論に終るの外はない。

我が国にあつては、伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊は自然と神々との祖神であり、天皇は二尊より生まれました皇祖の神裔であらせられる。皇祖と天皇とは御親子の關係にあらせられ、天皇と臣民との關係は、義は君臣にして情は父子である。この關係は、合理的義務的關係よりも更に根本的な本質關係であつて、こゝに忠の道の生ずる根柢がある。個人主義的人格關係からいへば、我が国の君臣の關係は、没人格的關係と見えるであらう。併しそれは個人を至上とし、個人の思考を中心とした考、個人的抽象意識より生ずる誤に外ならぬ。我が君臣の關係は、決して君主と人民と相對立する如き淺き平面的關係ではなく、この對立を絶した根本より發し、その根本を失はないところの没我帰一の關係である。

それは、個人主義的な考へ方を以てしては決して理解することの出来ないものである。我が国に於ては、肇国以来この大道が自ら発展してゐるのであつて、その臣民に於て現れた最も根源的なものが即ち忠の道である。こゝに忠の深遠な意義と尊き価値とが存する。近時、西洋の個人主義的思想の影響を受け、個人を本位とする考へ方が旺盛となつた。従つてこれとその本質を異にする我が忠の道の本旨は必ずしも徹底してゐない。即ち現時我が国に於て忠を説き、愛国を説くものも、西洋の個人主義・合理主義に累せられ、動もすれば真の意味を逸してゐる。私を立て、我に執し、個人に執著するがために生ずる精神の汚濁、知識の陰翳を祓ひ去つて、よく我等臣民本来の清明な心境に立ち帰り、以て忠の大義を体認しなければならぬ。

天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ひ、万民に率先して祖孫一体の実を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、これを現代に生かし、後代に伝へる。かくて敬神崇祖と忠の道とは全くその本を一にし、本来相離れぬ道である。かゝる一致は独り我が国に於てのみ見られるのであつて、こゝにも我が国体の尊き所以がある。

敬神崇祖と忠の道との完全な一致は、又それらのものと愛国とが一となる所以である。抑々我が国は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に互る中心と仰ぐ君民一体の一大家族国家である。故に国家の繁栄に尽くすことは、即ち天皇の御榮えに奉仕することであり、天皇に忠を尽くし奉ることは、即ち国を愛し国の隆昌を図ることに外ならぬ。忠君なくして愛国はなく、愛国なくして忠君はない。あらゆる愛国は、常に忠君の至情によつて貫かれ、すべての忠君は常に愛国の熱誠を件つてゐる。固より外国に於ても愛国の精神は存する、然るにこの愛国は、我が国の如き忠君と根柢より一となり、又敬神崇祖と完全に一致するが如きものではない。

実に忠は我が臣民の根本の道であり、我が国民道德の基本である。我等は、忠によつて日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。これを我が国史に徴するに、忠君の精神は常に国民の心を一貫してゐる。戦国時代に於ける皇室の式微は、真に畏れ多い極みであるが、併しこの時代に於ても、なほ英雄が事をなすに当つては、その尊皇の精神の認められない限り、人心を得ることは出来なかつた。織田信長・豊臣秀吉等がよく事功を奏するを得たことは、この間の消息を物語つてゐる。即ち如何なる場合にも、尊皇の精神は国民を動かす最も力強いものである。

万葉集に見える大伴家持の歌には、

大件の 遠つ神祖の その名をば 大来目主と おひもちて 仕へし官 海行かば  
水漬くかばね 山行かば 草むすかばね 大皇の 辺にこそ死なめ かへりみは せじ  
と言立て

とある。この歌は、古より我が国民胸奥の琴線に触れ、今に伝誦せられてゐる。

橘諸兄の

ふる雪の白髪までに大皇につかへまつれば貴くもあるか

の歌には、白髪に至るまで大君に仕へ奉つた忠臣の面目が躍如として現れてゐる。又楠木正成の七生報国の精神は、今も国民を感奮興起せしめてゐる。又我が国には古より、或は激越に或は沈痛に忠君の心を歌に託して披瀝したものが少くない。

即ち源実朝の

山はさけ海はあせなむ世なりとも君に二心我あらめやも  
僧月照の

大君の為には何か惜しからむ薩摩の瀬戸に身は沈むとも  
平野国臣の

数ならぬ身にはあれども希はくは鏑の旗のもとに死にてむ  
梅田雲浜の

君が代を思ふ心の一すぢに我が身ありとも思はざりけり  
等の如きそれである。

忠は、国民各自が常時その分を竭くし、忠実にその職務を励むことによつて実現せられる。畏くも「教育ニ関スル勅語」に示し給うた如く、独り一旦緩急ある場合に義勇公に奉ずるのみならず、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、学を修め、業を習ひ、智能を啓発し、徳器を成就し、更に公益を広め、世務を開き、国憲を重んじ、国法に遵ふ等のことは、皆これ、大和心に応へ奉り、天業の恢弘を扶翼し奉る所以であり、悉く忠の道である。橘守部は待問雑記に、

世人、直に大宮に事ふるのみを奉公といへども、此照す日月の下に、天皇に不事人やはある。武士の官司を将ます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしもに至るまで、只高き卑き差等こそあれ、咸く君に仕る身にしあれば、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃るも君のため、商ひするももとより君の御為なれど、卑賤身は、遙に下に遠離れば、只近く世人のために働くほどの、天皇への事はなきなり。

と述べてゐる。まことに政治にたづさはる者も、産業に徒事する者も、将又、教育・学問に身を献げる者も、夫々ほど／＼に身を尽くすことは、即ち皇運を扶翼し奉る忠の道であつて、決して私の道ではない。

このことは、明治天皇の御製に、

ほど／＼にこゝろをつくす国民のちからぞやがてわが力なる

国のため身のほど／＼に尽さなむ心のすゝむ道を学びて

と仰せられてあるによつて明らかである。自己の職務を尽くすことが即ち天皇の大御業を扶翼し奉る所以であるとの深い自覚に立ち、

入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ国家ノ興隆ト民族ノ安栄社会ノ福祉トヲ図ルヘシ

と仰せられた聖旨のまに／＼つとめ励むことは、即ち臣民たるものの本務であり、日本人としての尊いつとめである。

我が国に於ては、孝は極めて大切な道である。孝は家を地盤として発生するが、これを大にしては国を以てその根柢とする。孝は、直接には親に対するものであるが、更に天皇に対し奉る関係に於て、忠のなかに成り立つ。

我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である。この親子の関係を本として近親相寄り相扶けて一団となり、我が国体に則つて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が国の家である。従つて家は固より利益を本として集つた団体でもなく、又個人的相対的の愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然の関係を本とし、敬慕と慈愛とを中心とするのであ

つて、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである。

我が国の家の生活は、現在の親子一家の生活に尽きるのではなく、遠き祖先に始まり、永遠に子孫によつて継続せられる。現在の家の生活は、過去と未来とをつなぐものであつて、祖先の志を継承発展させると同時に、これを子孫に伝へる。古来我が国に於て、家名が尊重せられた理由もこゝにある。家名は祖先以来築かれた家の名誉であつて、それを汚すことは、単なる個人の汚辱であるばかりでなく、一連の過去現在及び未来の家門の恥辱と考へられる。従つて武士が戦場に出た場合の名乗の如きは、その祖先を語り、祖先の功業を語るによつて、名誉ある家の名を辱しめないやうに、勇敢に戦ふことを誓ふ意味のものである。

又古より家憲・家訓乃至家風の如きものがあつて、子々孫々に継承し発展せしめられ、或は家宝なるものが尊重保存せられ、家の継承の象徴とせられ、或は我が国民一般を通じて、祖先の霊牌が厳肅に受け継がれてゐる如きは、国民の生活の基本が家にあり、家が自然的情愛を本とした訓練精進の道場たることを示してゐる。かくの如く家の生活は、単に現在に止まるものでなく、祖先より子孫に通ずる不断の連続である。従つて我が国に於ては、家の継承が重んぜられ、法制上にも家督相続の制度が確立せられてゐる。現代西洋に於て遺産相続のみあつて家督相続がないのは、西洋の家と我が国の家とが、根本的に相違してゐることを示してゐる。

親子の関係は自然の関係であり、そこに親子の情愛が発生する。親子は一連の生命の連続であり、親は子の本源であるから、子に対しては自ら撫育慈愛の情が生まれる。子は親の発展であるから、親に対しては敬慕報恩の念が生まれる。古来親子の関係に於て、親の子を思ふ心、子の親を敬慕する情を示した詩歌や物語や史実は極めて多い。万葉集にも山上憶良の子に対する愛を詠んだ歌がある。

瓜食めば 子ども思ほゆ 栗食めば まして偲ばゆ いくより 来りしものぞ  
眼交に もとなかゝりて 安寝しなさぬ

#### 反歌

銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも

この歌は、まことに子を思ふ情を短い中によく表してゐる。又憶良がその子古日の死を悲しんで、

稚ければ道ゆきしらじ幣はせむ冥途の使負ひてとほらせ

と詠んだ歌の中にも、我が子を思ふ惻々たる親心が見られる。而して子が親を敬慕する情は、よく防人の歌等に現れてゐる。

我が国の孝は、人倫自然の関係を更に高めて、よく国体に合致するところに真の特色が存する。我が国は一大家族国家であつて、皇室は臣民の宗家にましまし、

国家生活の中心であらせられる。臣民は祖先に対する敬慕の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉り、天皇は臣民を赤子として愛しみ給ふのである。雄略天皇の御遺詔に「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」と仰せられてゐるのは、歴代天皇の大御心である。即ち君臣の関係は公であつて、義によつて結ばれるのであるが、それが単なる義にのみ止まらず、父子と等しき情によつて結ばれてゐることを宣べさせられたのである。「わたくし」に対する「おほやけ」は大家を意味するのであつて、国即ち家の意味を現してゐる。

我等の祖先は歴代天皇の天業恢弘を翼賛し奉つたのであるから、我等が天皇に忠節の

誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顕すものであつて、これ、やがて父祖に孝なる所以である。我が国に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。国体に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いてゐる。吉田松陰が士規七則の中に、

人君民を養ひ、以て祖業を続ぐ、臣民君に忠に、以て父の志を継ぐ、君臣一体、忠孝一致は、唯吾国のみ然りとなす。

といつてゐるのは、忠孝一本の道を極めて適切に述べたものである。

支那の如きも孝道を重んじて、孝は百行の本といひ、又印度に於ても父母の思を説いてゐるが、その孝道は、国に連なり、国を基とするものではない。孝は東洋道德の特色であるが、それが更に忠と一つとなるところに、我が国の道德の特色があり、世界にその類例を見ないものとなつてゐる。従つてこの根本の要点を失つたものは、我が国の孝道ではあり得ない。武士の名乗がその家の皇室に出づることを名乗り、又家憲・家訓が皇室に対し奉る関係をその遠い源とした如きは、全く同じ道理に出づるものと見るべきである。

佐久良東雄の

すめろぎにつかへまつれと我を生みし我が垂乳根は尊くありけり

といふ歌は、孝が忠に高められて、始めてまことの孝となることを示すものである。乃木大将夫妻がその子二人までも御国のために献げて、而も家門の名誉としたのも、家国一体・忠孝一本の心の現れである。かく忠孝一本の道によつて臣民が尽くす心は、天皇の御仁慈の大御心と一となつて君民相和の実が挙げられ、我が国の無限の発展の根本の力となる。

まことに忠孝一本は、我が国体の精華であつて、国民道德の要諦である。而して国体は独り道德のみならず、広く政治・経済・産業等のあらゆる部門の根柢をなしてゐる。従つて忠孝一本の大道は、これらの国家生活・国民生活のあらゆる實際的方面に於て顕現しなければならぬ。我等国民はこの宏大にして無窮なる国体の体現のために、弥々忠に弥々孝に努め励まなければならぬ。

#### 四、和と「まこと」

我が肇国の事実及び歴史の発展の跡を辿る時、常にそこに見出されるものは和の精神である。和は、我が肇国の鴻業より出で、歴史生成の力であると共に、日常離るべからざる人倫の道である。和の精神は、万物融合の上に域り立つ。人々が飽くまで自己を主とし、私を主張する場合には、矛盾対立のみあつて和は生じない。個人主義に於ては、この矛盾対立を調整緩和するための協同・妥協・犠牲等はある得ても、結局真の和は存しない。即ち個人主義の社会は万人の万人に対する闘争であり、歴史はすべて階級闘争の歴史ともならう。かゝる社会に於ける社会形態・政治組織及びその理論的表現たる社会学説・政治学説・国家学説等は、和を以て根本の道とする我が国のそれとは本質的に相違する。我が国の思想・学問が西洋諸国のそれと根本的に異なる所以は、実にこゝに存する。

我が国の和は、理性から出発し、互に独立した平等な個人の機械的な協調ではなく、全体の中に分を以て存在し、この分に応ずる行を通じてよく一体を保つところの大和である。従つてそこには相互のもの間に敬愛随順・愛撫掬育が行ぜられる。これは単なる機械的・同質的なものの妥協・調和ではなく、各々その特性をもち、互に相違しながら、而

もその特性即ち分を通じてよく本質を現じ、以て一如の世界に和するのである。即ち我が国の和は、各自その特質を発揮し、葛藤と切磋琢磨とを通じてよく一に帰するところの大和である。特性あり、葛藤あるによつて、この和は益々偉大となり、その内容は豊富となる。又これによつて個性は弥々伸長せられ、特質は美しきを致し、而も同時に全体の発展隆昌を齎すのである。実に我が国の和は、無為姑息の和ではなく、澁刺としてももの発展に即して現れる具体的な大和である。

而してこの和は、我が国の武の精神の上にも明らかに現れてゐる。我が国は尚武の国であつて、神社には荒魂を祀る神殿のあるものもある。修理固成の大命には天の沼矛が先づ授けられ、皇孫降臨の場合にも、武神によつて平和にそれが成就し、神武天皇の御東征の場合にも武が用ゐられた。併し、この武は決して武そのもののためではなく、和のための武であつて、所謂神武である。我が武の精神は、殺人を目的とせずして活人を眼目としてゐる。その武は、万物を生かさんとする武であつて、破壊の武ではない。即ち根柢に和をもち生成発展を約束した葛藤であつて、その葛藤を通じてものを生かすのである。こゝに我が国の武の精神がある。戦争は、この意味に於て、決して他を破壊し、圧倒し、征服するためのものではなく、道に則とつて創造の働をなし、大和即ち平和を現せんがためのものでなければならぬ。

かくの如き和によつて我が国の創造発展は実現せられる。「むすび」とは創造であるが、それは即ち和の力の現れである。伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊相和して神々・国土を生み給うた。これ即ち大いなるむすびである。むすびは「むす」から来る。苔むすといふやうに、「むす」はものの生ずることである。露がむすぶといふのは、露の生ずることをいふ。ものが相和してそこにむすびがある。かくて君臣相和し、臣民互に親和して国家の創造発展がなされる。現下の問題たる国家諸般の刷新改善も、亦この和によるむすびでなければならぬ。それは、一に天皇の御稜威の下に国体に照らして誤れるを正し、大和によつて大いに新たなる成果を生み出すことでなければならぬ。

更に我が国に於ては、神と人との和が見られる。これを西洋諸国の神人関係と比較する時は、そこに大なる差異を見出す。西洋の神話に現れた、神による追放、神による処罰、厳酷なる制裁の如きは、我が国の語事とは大いに相違するのであつて、こゝに我が国の神と人との関係と、西洋諸国のそれとの間に大なる差異のあることを知る。このことは我が国の祭祀・祝詞等の中にも明らかに見えてゐるところであつて、我が国に於ては、神は恐しきものではなく、常に冥助を垂れ給ひ、敬愛感謝せられる神であつて、神と人との間は極めて親密である。

又この和は、人と自然との間の最も親しい関係にも見られる。我が国は海に囲まれ、山秀で水清く、春夏秋冬の季節の変化もあつて、他国には見られない美しい自然をなしてゐる。この美しい自然は、神々と共に天ツ神の生み給うたところのものであつて、親しむべきものでこそあれ、恐るべきものではない。そこに自然を愛する国民性が生まれ、人と自然との和が成り立つ。印度の如きは自然に威圧せられてをり、西洋に於ては人が自然を征服してゐる観があつて、我が国の如き人と自然との深い和は見られない。これに対して、我が国民は常に自然と相和してゐる。文芸にもこの自然との和の心を謳つた歌が多く、自然への深い愛は我が詩歌の最も主なる題材である。それは独り文芸の世界に限らず、日常生活に於ても、よく自然と人生とが調和してゐる。公事根源等に見える季節々々による年

中行事を見ても、古くから人生と自然との微妙な調和が現れてゐる。年の始の行事はいふに及ばず、三月の雛の節供は自然の春にふさはしい行事であり、重陽の菊の節供も秋を迎へるにふさはしいものである。季節の推移の著しい我が国に於ては、この自然と人生との和は殊に美しく生きてゐる。その外、家紋には多く自然の動植物が用ゐられてをり、服装その他建築・庭園等もよく自然の美を生かしてゐる。かゝる自然と人との親しい一体の関係も、亦人と自然とが同胞として相親しむ我が国本来の思想から生まれたのである。

この和の精神は、広く国民生活の上にも実現せられる。我が国に於ては、特有の家族制度の下に親子・夫婦が相寄り相扶けて生活を共にしてゐる。「教育ニ関スル勅語」には「夫婦相和シ」と仰せられてある。而してこの夫婦の和は、やがて「父母ニ孝ニ」と一体に融け合はねばならぬ。即ち家は、親子関係による縦の和と、夫婦兄弟による横の和と相合したる、渾然たる一如一体の和の榮えるところである。

更に進んで、この和は、如何なる集団生活の間にも実現せられねばならない。役所に勤めるもの、会社に働くもの、皆共々に和の道に従はねばならぬ。夫々の集団には、上に立つものがをり、下に働くものがある。それら各々が分を守ることによつて集団の和は得られる。分を守るとは、夫々の有する位置に於て、定まつた職分を最も忠実につとめることであつて、それによつて上は下に扶けられ、下は上に愛せられ、又同業互に相和して、そこに美しき和が現れ、創造が行はれる。

このことは、又郷党に於ても国家に於ても同様である。国の和が実現せられるためには、国民各々がその分を竭くし、分を發揚するより外はない。身分の高いもの、低いもの、富んだもの、貧しいもの、朝野・公私その他農工商等、相互に自己に執著して対立をこととせず、一に和を以て本とすべきである。

要するに我が国に於ては、夫々の立場による意見の対立、利害の相違も、大本を同じうするところより出づる特有の大和によつてよく一となる。すべて葛藤が終局ではなく、和が終局であり、破壊を以て終らず、成就によつて結ばれる。ここに我が国の大精神がある。而して我が国に現れるすべての進歩發展は、皆かくして成される。聖徳太子が憲法十七条に、

和を以て貴しとなし、忤ふることなきを宗と為す。人皆党有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はむに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ず。何等か成らざらむ。

と示し給うたのも、我が国のこの和の大精神を説かせられたものである。

我が国に於ては、君臣一体と古くよりいはれ、天皇を中心として億兆一心・協心戮力、世々厥の美を濟し来つた。天皇の聖徳と国民の臣節とは互に融合して、美しい和をなしてゐる。仁徳天皇は、

百姓貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは、則ち朕が富めるなり。  
と仰せられ、又、龜山上皇は、蒙古襲来の際、宸筆の御願文を伊勢神宮に献げて、朕が身をもつて国難にかへん。

と御祈り遊ばされ、又、今上天皇陛下御即位式の勅語に、

皇祖皇宗国ヲ建テ民ニ臨ムヤ国ヲ以テ家ト為シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ  
仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民体ヲ一ニスレ我カ国体  
ノ精華ニシテ当ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ



と仰せられてある。こゝに君民体を一にして、その苦樂を共にし給ふ尊い和の純粹顯現を仰ぐことが出来る。又「君のため世のため何か惜しからむ捨ててかひある命なりせば」といふ歌の心は、臣民が天皇に一身を捧げ奉る和の極致を示したものである。

かゝる我が国の和の精神が世界に拡充せられ、夫々の民族・国家が各々その分を守り、その特性を発揮する時、真の世界の平和とその進歩発展とが実現せられるであらう。

「まこと」の心は、人の精神の最も純粹なものである。人はまことに於て、その生命の本をもち、まことによつて万物と一体となり、又よく万物を生かし、万物と和する。

まことについては、賀茂真淵や富士谷御杖等が特にこれを重んじて説いてある。真言即ち真事である。言と事とはまことに於て一致してゐるのであつて、即ち言はれたことは必ず実現せられねばならぬ。この言となり、事となる根柢に、まことがある。御杖は心の偏心・一向心・真心といふが如くに分けてゐる。偏心とは主我的な心であり、一向心とは頑なに行ふ心である。これらはいづれも完全な心とはいはれない。真心とは心の欲するところに従つて矩を踰えざる心である。かゝる心は即ちわざであり、言であり、行であり、よく一事・一物に執せずして融通無礙である。即ち私を離れた純粹の心、純粹の行である。実にまことは万物を融合一体ならしめ、自由無礙ならしめる。まことは芸術に現れては美となり、道徳としては善となり、知識に於ては真となる。美と善と真とを生み出す根源にまことのあることを知るべきである。而してまことは又所謂明き浄き直き心、即ち清明心であり、それは我が国民精神の根柢となつてゐる。

まことは理性と意志と感情との根源であるが故に、智仁勇も、このまことの現れであるといひ得る。我が国の道は、決して勇のみを以て足れりとしめない。勇のみに趨るは所謂匹夫の勇であつて、勇と共に仁を必要とする。而して勇と仁とを実現するためには智がなくてはならない。即ち三者は歸して一のまこととなり、まことによつて三者は真の働をなすのである。

明治天皇は、陸海軍軍人に下し賜はりたる勅諭に、忠節・礼儀・武勇・信義・質素の五徳を御示し遊ばされ、これを貫くに一の誠心を以てすべきことを諭し給うて、

右の五ヶ条は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ条は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ条の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの装飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし

と仰せられてゐる。

更にまことある行為こそ真の行為である。真言はよく真行となる。行となり得る言こそ真の言である。我が国の言霊の思想はこゝに根柢を有するのであつて、行たり得ざる言は、慎んでこれを発しない。これ、人の心のまことである。まことに満ちた言葉は即ち言霊であり、かゝる言葉は大いなる働をもつのであつて、即ち限りなく張き力をもち、極みなく広く通ずるのである。万葉集に、日本の国は「言霊の幸はふ国」とあるのは、これである。而して又一方には「神ながら言挙げぬ国」といふ言葉がある。これは、一見矛盾するが如く見えて、実は矛盾ではない。言に出せば必ず行すべきものであり、従つて行ずることの出来ない言は、みだりに言はないのである。かくて一旦言挙げする以上は、必ず行ふべきである。否、まことの言葉、言霊たる以上は、必然に行はるべきである。かく言葉が行となり得る根柢にはまことが存する。まことには、我があつてはならない。一切の

私を捨てて言ひ、又行ふところにこそ、まことがあり、まことが輝く。

## 第二 国史に於ける国体の顕現

### 一、国史を一貫する精神

国史は、肇国の大精神の一途の展開として今日に及んである不退転の歴史である。歴史には、時代の変化推移と共にこれを一貫する精神が存する。我が歴史には、肇国の精神が儼然と存してゐて、それが弥々明らかにせられて行くのであるから、国史の発展は即ち挙国の精神の展開であり、永遠の生命の創造発展となつてゐる。然るに他の国家にあつては、革命や滅亡によつて国家の命脈は断たれ、建国の精神は中断消滅し、別の国家の歴史が発生する。それ故、建国の精神が、歴史を一貫して不朽不滅に存続するが如きことはない。従つて他の国家に於て歴史を貫くものを求める場合には、抽象的な理性の一般法則の如きものを立てるより外に道がない。これ、西洋に於ける歴史観が国家を超越して論ぜられてゐる所以である。我が国に於ては、肇国の大精神、連綿たる皇統を基とせずしては歴史は理解せられない。北畠親房は、我が皇統の万邦無比なることを道破して、

大日本は神国なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を伝へ給ふ。我国のみ此の事あり。異朝には其のたぐひなし。此の故に神国と云ふなり。

と神皇正統記の冒頭に述べてゐる。国史に於ては維新を見ることが出来るが、革命は絶対になく、肇国の精神は、国史を貫いて連綿として今日に至り、而して更に明日を起す力となつてゐる。それ故我が国に於ては、国史は国体と始終し、国体の自己表現である。

既に述べた伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊の修理固戍、天照大神の肇国の御精神は、代々継承せられて歴代天皇の国を統治し給ふ大御心となつてゐる。即ち神勅の御精神は、御歴代の詔勅に一貫して拝せられるところであり、国史に頼れてゐる改新或は維新は、この大本に復ることによつてよく正しきを顕すの働であり、而して臣民は常にこの大義に基づいて宏謨を翼賛し奉り、光輝ある国史を成し来つたのである。

古事記・日本書紀によれば、皇孫が豊葦原の瑞穂の国に降り給ふに先立つて、鹿島・香取の二神を出雲に遺され、大国主ノ神に天照大神の神勅を伝へられたに對し、大国主ノ神は、その御子事代主ノ神と共に、直ちに勅命を奉じて恭順し、国土を奉獻し、政事より遠ざかられたとある。これ、大業を翼賛し奉つた重大な事例であつて、その際大国主ノ神の誓言には、

僕が子ども二神の白せるまにまに、僕も違はじ。此の葦原の中ツ国は、命のまにまに既に獻らむ。唯僕が住所をば、天ツ神の御子の天ツ日繼知ろしめさむ、とだる天の御巢なして、底つ石根に宮柱ふとしり、高天ノ原に氷木たかしりて、治めたまはば、僕は百足らず八十●（ツチヘン+「炯」の右側）手に隠りて待ひなむ。亦僕が子ども百八十神は、八重事代主ノ神、神の御尾前と為りて仕へ奉らば、違ふ神はあらじ。

と申された。かくて国土を奉獻せられた大国主ノ神は、大神より荘麗な宮居を造り与へられて優遇せられた。而して大国主ノ神は、今日出雲大社に祀られ、永遠に我が国を護られることとなつた。我等は、こゝに徳川幕府末期の大政奉還及びその後の版籍奉還によつて、源頼朝の創始した幕府が亡び、大政全く朝廷に歸した明治維新の王政復古の大精神の先蹤

を見るのである。

神武天皇の御東征は、久しきに亙り、幾多の困難と闘ひ給ひ、皇兄五瀬ノ命を失ひ給ふほどの御悲痛にも屈せられず、天ツ神の御子としての御信念と天業恢弘の御精神とによつて、遂にその大業を達成し給うた。神代に於ける所伝やそれ以後の国史に徴するに、御歴代のかくの如き限りなき御努力によつてよく万難を克服し、天業を恢弘し、益々善美なる国家が造られ、我が国体の光輝は弥々増して来るのである。神武天皇が大和橿原の地に都を集め給ふに当つて、下し給うた詔の中に、

夫れ大人の制を立つる、義必ず時に随ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ。且当に山林を披拓ひ、宮室を經營りて、恭みて宝位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の国を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と為むこと、亦可からずや。

と仰せられ、乾靈授国・皇孫養正の御精神を明らかにし給うてゐる。かゝる大御心は、既に述べた肇国の事実の中にも、亦神勅の中にも明らかに現れてゐるのであつて、皇孫養正の御心を弘め給ふことは、神武天皇以後御歴代の聖治によつて明らかである。即ちこれ、皇祖皇宗国を肇め給ふこと宏遠に、徳を樹て給ふこと深厚なる所以である。神武天皇は、かゝる沃き大御心と、六合を兼ね八紘を掩ふの大精神を以て御即位遊ばされた。又、天皇の四年春には、詔して、

我が皇祖の靈や、天より降鑒りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天ツ神を郊祀りて用て大孝を申べたまふ可し。

と宣ひ、靈時を鳥見の山中に設けて、皇祖天神を祀り、報本反始の誠を致し給うた。

降つて崇神天皇が天照大神を大和笠縫の邑に祀り給ひ、次いで垂仁天皇が伊勢の五十鈴川の辺に皇大神宮を創始し給うたのは、皇祖を崇敬せられる大御心の現れである。更に崇神天皇が、四道將軍を遣して教化を弘め給ひ、又税法の基礎を定めて調役を課し、池溝を開き給うた如きは、皇祖皇宗の御精神を継承し、愈々天業を紹述恢弘せられたものである。

大化の改新は、氏族制度の弊害を矯正せんとして、中ノ大兄ノ皇子が孝徳天皇を佐けて行はせられた。この改新に於ては、支那の王道思想を採り、隋唐の制度を参酌せられ、有力なる氏族の人民私有・土地兼併等の弊害、殊に蘇我氏の僭上を除き給うた。而してこの改新の大精神は、聖徳太子が、憲法十七条に於て君臣の大義を明らかにせられたことに、その近き源を存してゐる。孝徳天皇は中ノ大兄ノ皇子をして、聖徳太子のこの御精神を政治上・制度上に断行せしめ給うたのである。

推古天皇の御代に定められた冠位十二階の制度は、氏族専横のときにあつて、天皇中心の大義、一視同仁の大御心を明らかにせられ、何人もすべてその志を遂げて聖業を翼賛し奉るべきことを御示しになつたものである。又憲法十七条に於ては、和の精神を始め、国に二君なく民に両主なき事を昭示遊ばされ、君民公私の道理を明らかにし給うてゐる。この君臣の大義、一視同仁の御精神の大化の改新に於て現れたものを見るに、中ノ大兄ノ皇子の奉答文には「天に双日なく、国に二王なし。是の故に天下を兼ね併せて、万民を使ひたまふべきは唯天皇のみ」とあり、又天皇は国司に「他の貨賂を取りて民を貧苦に致さしむることを得ず」と詔らせられてゐる。

かくて大化の改新は、氏族の私有せる部民田莊を奉還せしめ、一切の政權を挙げて朝

廷に帰し、陋習打破のために外来の思想・制度をも参酌せられたのであるが、大化元年の詔には、

当に上古の聖王の跡に遵ひて、天下を治むべし。

と仰せられ、又同三年の詔には、

惟神も我が子治さむと故寄させき。是を以て天地の初より君と臨す国なり。……是の故に今は随在天神も治平くべきの運に属りて、斯等を悟らしめて、国を治め民を治むること、是を先にし是を後にす。今日明日、次ぎて続きて詔せむ。

と宣はせられ、惟神肇国の大義によつて、現御神にまします天皇を中心とする古の精神に復さんとする宏謨を示し給うた。又蘇我石川麻呂が「先づ以て神祇紙を祭ひ鎮めて、然して後に応に政事を議るべし」と奏せるが如きは、古来の祭政一致の体制に則とらんとするものである。かくの如く復古維新の精神によつて改革が行はれ、天業が恢弘せられて行くところに、我が惟神の大道の顕現を見ることが出来る。

この改革は大化年代を以て完成せられたのではなく、更に文武天皇の御世に及んでゐる。即ち諸般の法令は、近江令によつて纏められ、次いで大宝の律令制度となり、更に養老の修正を見た。天武天皇は、大いに神祇を崇敬せられ、又上古の諸事の撰録及び後葉に伝ふべき帝紀の編纂に著手せしめ給うた。この御精神御事業は、継承せられて、後に古事記の撰録、日本書紀の編纂となつた。

先に蘇我氏の無道僭上が除かれ、我が国本来の大道に復帰したことを述べたのであるが、称徳天皇の御代には、僧道鏡が威権朝野を圧して非望を懐くに至つた。併しながらこれに対して、和氣ノ清麻呂が勅によつて神の御教を拝し、毅然たる精神を以て、一身の安危を忘れ、敢然立つてその非望を挫いた。清麻呂の復命した神の御教は、続日本紀に、

我が国家開闢より此来、君臣定りぬ。臣を以て君と為ること未だ之れ有らざるなり。天ツ日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人宜しく早く掃除くべし。

と見えてゐる。清麻呂は、これによつてよく天壤無窮の皇位を護り、皇運扶翼の大任を果たしたのであつて、後に孝明天皇は、清麻呂に護王大明神の神号を賜うたのである。

源頼朝が、平家討滅後、守護・地頭の設置を奏請して全国の土地管理を行ひ、政権を掌握して幕府政治を開いたことは、まことに我が国体に反する政治の変態であつた。それ故、明治天皇は、陸海軍軍人に下し賜へる勅諭に於て、幕府政治について「且は我国体に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り浅間しき次第なりき」と仰せられ、更に「再中世以降の如き失体なからんことを望むなり」と御誠めになつてゐる。

源氏の滅後、執権北条氏屢々天皇の命に従はず、義時に至つては益々不遜となつた。依つて後鳥羽上皇・土御門上皇・順徳上皇は、御親政の古に復さんとして北条氏討滅を企て給うた。これ、肇国の宏謨を継ぎ給ふ王政復古の大精神に出でさせられたのである。然るにこの間に於ける北条氏の悪逆は、まことに俱に天を戴くべからざるものであつた。併しながら三上皇の御精神は、遂に後宇多天皇より後醍醐天皇に至つて現れて建武中興の大業となつた。当時皇室に於かせられて、延喜・天曆の聖代に倣つて世を古に復さんと志し給うたことは、種々の文献に於てうかがふことが出来る。実に建武の中興は、遡つては大化の改新と相応じ、降つては明治維新を喚び起すところの聖業であつて、これには天皇を始め奉り諸親王の御尽瘁と共に、幾多の忠臣の輔佐があつた。即ち忠臣には、北畠親房・日野資朝・日野俊基等を始め、新田義貞、楠木正成等があつて、回天の偉業が成就せられ

た。わけでも楠木正成の功業は、永く後人の亀鑑となつてゐる。太平記には「主上御簾を高く捲かせて、正成を近く召され、大義早速の功、偏に汝が忠戦にありと感じ仰せられれば」、正成長まつて「是君の聖文神武の徳に依らずんば、微臣争か尺寸の謀を以て強敵の囲を出づべく候乎」と奉答したと見えてゐる。まことにこれ、忠臣の精神と事業とが我を没して、天皇の大御心、肇国の大精神を奉体し、そこより出づる純粹精神・純粹行なることを示すものである。かの湊川神社に於ける墓碑に「嗚呼忠臣楠子之墓」とあるのは、この楠木氏の精忠を永く後世に伝へるものである。

以上の如き建武中興の大業も、政権の争奪をこととして大義を滅却した足利尊氏によつて覆へされた。即ち足利尊氏の大逆無道は、国体を弁へず、私利を貪る徒を使嗾して、この大業を中絶せしめた。かくて天皇が政治上諸般の改革に進み給ひ、肇国の精神を宣揚せんとし給うた中興の御事業は、再び暗雲の中に鎖されるに至つた。北畠親房は、このことについて、

凡そ王土にはらまれて、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。しかれども、後の人をはげまし、其の跡をあはれみて賞せらるゝは、君の御政なり。下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや。まして、させる功なくして過分の望をいたす事、みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍をみることは、実によりがたき召なりけむかし。

と嘆じてゐる。太平記に見えてゐる後醍醐天皇の御遣詔には、

只、生々世々の妄念とも成べきは、朝敵を悉く亡ぼして、四海を泰平ならしめんと思ふ計りなり。朕即ち早世の後には第八ノ宮を天子の位に即け奉り、賢士忠臣事を図り、義助が忠功を賞して、子孫不義の行なくば、股肱の臣として、天下を鎮むべし。と仰せられてある。

後醍醐天皇から御四代、御悲遊の約六十年間は、吉野に在らせられたのであるが、後龜山天皇は、民間の憂を休め給はんとの大御心から、御譲位の儀を以て神器を後小松天皇に授け捨うた。この間に在つて、朝廷の支柱となつた北畠親房は、神皇正統記を著して「神皇正統のよこしまなるまじき理」を述べて、我が国の大道を闡明したのである。親房のこの偉大なる事業は、降つては大日本史等の史書が著され、国体の明徴にせられる因由となつた。又吉野朝の征西將軍懐良親王が、明の太祖の威嚇に対して、毫も国威を辱しめられなかつた御態度は、肇国の精神を堅持せられた力強き外交であり、その後、尊氏の子孫たる義満・義政が、内、大義を忘れ、名分を紊したのみならず、外、明に対して国威を毀損した態度とは実に霄壤の差がある。

室町時代以後に於て、畏くも皇室の式微の間にも、天壤無窮の皇運は、微動だもすることなく、国内紛乱の裡にも尊皇敬神の実績はあがり、その精神は常に忘れられることはなかつた。これに加ふるに、神道思想次第に勃興し、又国民の皇室に対する崇敬は、数々の美しい忠誠の事蹟となつて現れた。

先に鎌倉時代に於て宋学・禅学が大義名分論・国体論の生起に与つて力があり、延いて建武中興の大業の達成に及んだのであるが、徳川幕府は朱子学を採用し、この学統より大日本史の編纂を中心として水戸学が生じ、又それが神道思想、愛国の赤心と結んでは、山崎闇斎の所謂崎門学派を生じたのである。闇斎の門人浅見綱斎の靖献遺言、山鹿素行の中朝事実等は、いづれも尊皇の大義を強調したものであつて、太平記、頼山陽の日本外史、

会沢正志斎の新論、藤田東湖の弘道館記述義、その他国学者の論著等と共に、幕末の勤皇の志士に多大の影響を与へた書である。

儒学方面に於ける大義名分論と並んで重視すべきものは、国学の成立とその発展とである。国学は、文献による古史古文の研究に出発し、復古主義に立つて古道・惟神の大道を力説して、国民精神の作興に寄与するところ大であつた。本居宣長の古事記伝の如きはその第一に挙ぐべきものであるが、平田篤胤等も惟神の大道を説き、国学に於ける研究の成果を実践に移してゐる。徳川末期に於ては、神道家・儒学者・国学者等の学統は志士の間に交錯し、尊皇思想は攘夷の説と相結んで勤皇の志士を奮起せしめた。実に国学は、我が国体を明徴にし、これを宣揚することに努め、明治維新の原動力となつたのである。

歴代天皇の御仁徳のいつの代にも渝らせ給はざるは、申すも畏き御事であるが、徳川幕府末期の困難なる外交にいたく宸襟を悩ませられた孝明天皇は、屢々関白以下の廷臣及び幕府に勅諭を賜うて、神州の瑕瑾を招かず、皇祖皇宗の御遺業を穢さず、又赤子を塗炭に陥らしめぬやう諭し給ひ、特に重要政務を奏上せしめ、その勅裁を仰がしめ給うた。この非常の時局に際し、皇国の前途を憂へた諸侯・志士等も、内には幕政を改革して国防の充実を遂げ、外には禦侮の籌策の確立せられんことを冀つて、朝廷を慕ひ朝旨を仰がんと欲し、公卿・堂上に接近入説するに至つたので、朝威は次第に伸張して来たのである。夙に洋学を学んだ者には外国文化を摂取して国力を強盛にせんがため、鎖国の不可を説く者もあつたが、天下の形勢は幕府の改造から攘夷討幕に進み、開国公武合体と対立するに至り、内外の時局は、益紛糾して危急に陥つた。まことに内乱一度起らば、外患これに乗じて到るべきは明らかであつた。前土佐藩主山内豊信は、この情勢を察知して明治天皇御踐祚の後、王政復古、政令一途に出でんことを將軍徳川慶喜に建白した。慶喜も夙にこのことを考慮してゐたので、慶応三年十月十四日、

愈朝権一途ニ出申候而者綱紀難立候間、従来之旧習ヲ改メ、政権ヲ朝廷ニ奉帰、広く天下之公議ヲ尽シ、聖断ヲ仰ギ、同心協力、共ニ皇国ヲ保護仕候得バ、必ズ海外万国ト可並立候。臣慶喜国家ニ所尽、是ニ不過ト奉存候。

と上表して大政を奉還せんことを奏請し、明治天皇乃ちこれを嘉納し給うた。次いで同年十二月九日、王政復古の大号令が下された。その中に、

王政復古国威挽回ノ御基被為立候間自今撰閣幕府等廢絶即今先仮ニ総裁議定参与之三職被置万機可被ため行諸事 神武創業之始ニ原キ緡紳武弁堂上地下之無別至当之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可被遊 叡慮ニ付各勉勵旧来驕惰之汚習ヲ洗ヒ尽忠報国之誠ヲ以テ可致奉 公候事

とあり、復古は常に神武天皇の肇基に原づき、寰宇の統一を図り、高機の新に從ふを以て規準と為し、百事創業の精神を以て庶政を一新すべきことを宣揚し給うた。更に明治元年三月には、五箇条の御誓文を宣示せられ、同時に賜はつた宸翰に、

朕茲ニ百官諸侯ト広く相誓ヒ 列祖ノ御偉業ヲ継述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八万里ノ波濤ヲ拓開シ国威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス

と仰せられてあるのを拝誦する時、天皇御親ら、玉体を勞し宸襟を悩ませられて、艱難辛苦の先に立ち給ひ、以て上は列祖の神靈に應へ、外は万国に国威を輝かさんとし給うた深井叡慮と強い御決心とが拝せられる。而してこの明治維新は、旧来の陋習を破り、智識

を広く世界に求められたのであるが、それと共に、又惟神の大道を宣揚し給ひ、我が国古来の精神に則とるべきことを大本とし給うたのである。

かくの如くして諸藩の版籍奉還があり、更に廃藩置県が行はれて、大政全く朝廷に帰して王政の復古を仰ぎ、維新の大業は成就した。国民の覚醒が常に天皇を中心として展開する姿は、こゝに遺憾なく顕現してゐる。この偉業を翼賛し奉つた先人の功勞、志士の遺烈は深く欽仰すべきはもとより、慶喜がフランス公使より幕府を援助せんとする申出に対して、断然これを拒絶し、以て外国干渉の累を断つた例の如きも、亦見逃すことを得ない。

明治二十二年二月十一日、皇室典範及び憲法御制定についての御告文に、

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス

と宣ひ、又憲法發布勅語には、

朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス大義を時代の進運に適應して紹述遊ばされ、丕基を永遠に鞏固にせられたものである。我が欽定憲法は「朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と仰せられた万古不磨の大典であつて、肇国の精神の一貫してこゝに弥鞏きを見る。更に明治二十三年十月三十日には「教育ニ関スル勅語」を下し給ひ、我が国の教育が一に国体に淵源することを昭示遊ばされた。

以上我等は、我が国史の展開が、天皇に於かせられては皇祖皇宗の遺訓の御紹述であり、臣民にあつては私を去つてよく分を全うし、忠誠以て皇運を扶翼し奉るにあることを見た。而してこの上下一如の大精神は、既に我が肇国に於て明らかに示されたものであつて、この大精神が国史を貫き、世々厥の美を濟して今日に至つてゐる。こゝに我等は、戊申詔書に「炳トシテ日星ノ如シ」と仰せられた国史の輝かしい成跡を見るのである。

## 二、国土と国民生活

我が国土は、語事によれば伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊ニ尊の生み給うたものであつて、我等と同胞の関係にある。我等が国土・草木を愛するのは、かゝる同胞的親和の念からである。即ち我が国民の国土愛は、神代よりの一体の關係に基づくものであつて、国土は国民と生命を同じうし、我が国の道に育まれて益豊かに万物を養ひ、共に大君に仕へ奉るのである。

かくて国土は、国民の生命を育て、国民の生活を維持進展せしめ、その精神を養ふ上に欠くべからざるものであつて、国土・風土と国民との親しく深き關係は、よく我が国柄を現してをり、到るところ国史にその跡を見ることが出来る。

遠き祖先よりの語り伝へが、我が国性を示し、天皇御統治の大本を明らかにするもの

として、撰録せられて古事記となり、編纂せられて日本書紀となつたが、これに伴つて風土記の撰進を命ぜられたのは、我が国体と国土との深い関係を物語るものである。こゝに「古事」と「風土」との分つことの出来ない深い関係を見る。我が国の語事に於ては、国土と国民とが同胞であることが物語られてゐる。我が国民の国土に親しみ、国土と一になる心は非常に強いのであつて、農業に従ふ人々が、季節の変化に応和し、随順する姿はよくこれを示してゐる。それは祭祀を中心とする年中行事を始め、衣食住の生活様式の上にもまで行き互つてゐる。

万葉集に見える「吉野宮に幸せる時、柿本朝臣人麿の作れる歌」に、

やすみしし 吾が大王 神ながら 神さびせずと 芳野川  
たぎつ河内に 高殿を 高しりまして 登り立ち 国見をす  
れば 暈はる 青垣山 山祇の 奉る御調と 春べは 花か  
ざしもち 秋立てば 黄葉かざせり ゆきそふ 川の神も  
大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鶺鴒川を立て 下つ瀬に  
小網さし渡し 山川も 依りてつかふる 神の御代かも

#### 反 歌

山川もよりてつかふる神ながらたぎつ河内に船出せずかも

とある。この歌を誦む者は、我が国民の国土・自然を見る心を知ることが出来るであらう。即ち国民も国土も一になつて天皇に仕へまつるのである。国民はかゝる心を以て国土・自然と親しみ、その中に生活し、又それによつて産業を営むのである。これ固より神代に於て天ツ神が我等と国土とを同胞として生み給うたところから出づるのである。

この本を一つにする親和・合体の心は、我が国民生活を常に一貫して流れてゐる。この精神のあるところ、国民生活は如何なる場合にも対立的でなく、一体的なものとして現れて来る。

我が国に於ては、政治上・社会上の制度の変遷にも拘らず、いつの時代にも常にこの心が現れてゐる。古くは氏族が国民生活の基本をなし、経済生活の単位であつて、それは天皇の下に同一血族・同一精神の団体をなしたのである。即ち各人は氏に統合せられ、多くの氏人の上に氏上があり、これに部曲の民が附随し、氏・部としての分業分掌があり、職業によつて、あらゆる人と物とが相寄り相扶けて、天皇を中心として国家をなした。而して夫々の氏族内に於ては、氏上が氏神を祀り、氏人も亦氏上と一体となつて同一の祖先を祭るのである。而してこの祭祀を通じて、氏上と氏人とはたゞ一つとなつて祖先に帰一する。そこに氏の政事もあり、教化もあり、またその職業もある。かくてこの一体たるものを氏上が率ゐて朝廷に奉仕した。

かやうな親しい結合関係は、国史を通じて常に存続してゐた。これは自我を主張する主我的な近代西洋社会のそれと全く異なるものであり、国初より連綿として続く一体的精神と事実とに基づくものであつて、我が国民生活はその顕現である。そこには、一家・一郷・一国を通じて必ず融和一体の心が貫いてゐる。即ち天皇の下に人と人、人と物とが一体となるところに我が国民生活の特質がある。これ、義は君臣にして情は父子といふ一国即一家の道の布する所以であり、君民一体となり、親子相和して、美しき情緒が家庭生活・国民生活に流れてゐる所以である。

氏族に於ける職業の分掌は、やがて家業尊重の精神を生んでをり、家業の尊重は家名



則ち名を重んずることとなる。我が国の古代に於ける名は、個人の氏名の意味ではなく、氏の職業が名である。こゝに我が国民の職業を重んじ、家名を尊重する精神を見ることが出来る。而してつとめの尊重は、宣命を始めとして多くの史実に見られる。天武天皇の御制定になつた冠位の名称にも勤務追進の文字が用ゐられてゐる。この勤務尊重の精神は、生産・創造・発展のむすびの心であつて、我が国産業の根本精神である。この精神は古来農事に於て最もよく培はれた。

豊葦原の瑞穂の国といふ我が国名は、国初に於ける国民生活の基本たる農事が尊重せられたことを示すものであり、年中恒例の祭祀が食事に関するものが多いのもこの精神の現れである。天照大神を奉祀する内宮に並んで外宮に豊受大神を奉祀し、上、皇室を始め奉り、国民が深厚なる崇敬を捧げ来つてゐることにも深く思を致すべきであらう。

国民の職業が農業の外に、商業・工業等種々なる方面に分岐発展してゐる今日に於ては、農業を尊重し給ふと同じ御心は、これらのあらゆる産業についてもうかゞふことが出来る。昭憲皇太后の御歌に、

ひのもとのくにとまさむとあき人のきそふ心ぞたからなりける

と詠ませられて、商業の重んずべきことを示し給うてゐる。我等はよくこの御精神を拝して、時勢の進運に伴ひ、各々その職業にいそしまねばならぬ。

### 三、国民性

山鹿素行は、中朝事實に「中国の水土は万邦に卓爾し、人物は八紘に清秀なり」と述べてゐるが、まことに我が国の風土は、温和なる気候、秀麗なる山川に恵まれ、春花秋葉、四季折々の景色は変化に富み、大八洲国は当初より日本人にとって快い生活地帯であり、「浦安の国」と呼ばれてゐた。併しながら時々起る自然の災禍は、国民生活を脅すが如き猛威をふるふこともあるが、それによつて国民が自然を恐れ、自然の前に威圧せられるが如きことはない。災禍は却つて不撓不屈の心を鍛錬する機会となり、更生の力を喚起し、一層国土との親しみを増し、それと一体の念を弥々強くする。西洋神話に見られる如き自然との闘争は、我が国の語事には見られず、この国土は、日本人にとってはまことに生活の楽土である。「やまと」が漢字で大和と書かれたことも蓋し偶然ではない。

頼山陽の作として人口に膾炙せる今様に、

花より明くるみ吉野の 春の曙見わたせば

もろこし人も高麗人も 大和心になりぬべし

とあるのは、我が美しき風土が大和心を育み養つてゐることを示したものである。又本居宣長がこの「敷島の大和心」を歌つて、「朝日に匂ふ山桜花」といつてゐるのを見ても、如何に日本的情操が日本の風土と結びついてゐるかが知られよう。更に藤田東湖の正気の歌には、

天地正大の気、粹然として神州に鍾まる

秀でては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳え

注いでは大瀛の水となり、洋々として八州を環る

発しては万朶の桜となり、衆芳与に儔し難し

とあつて、国土草木が我が精神とその美を競ふ有様が詠まれてゐる。

かゝる国土と既に述べた如き君民和合の家族的國家生活とは、相俟つて明淨正直の國民性を生んだ。即ち文武天皇御即位の宣命その他に於て、

明き淨き直き誠の心

清き明き正しき直き心

と繰り返されてゐる。これは既に、神道に於ける禊祓の精神として語事にもうかがはれるのであるが、天武天皇の十四年に御制定になつた冠位の名称には、勤務追進の上に明淨正直の文字が示され、如何にこの國民性が尊重せられたかがわかる。明淨正直は、精神の最も純な力強い正しい姿であつて、所謂真心であり、まことである。このまことの外部的表現としての行為・態度が勤務追進である。即ちこの冠位の名称は、明るい爽やかな國民性の表現であり、又國民の生活態度でもあつた。而してまことを本質とする明淨正直の心は、單なる情操的方面に止まらず、明治天皇の御製に、

しきしまの大和心のをゝしきはことある時ぞあらはれにける

と仰せられてある如く、よく義勇奉公の精神として発現する。万葉集には「海行かば水漬くかばね 山行かば 草むすかばね 大君の 辺にこそ死なめ かへりみはせじ」と歌はれ、蒙古襲来以後は、神國思想が顕著なる發達を遂げて、大和魂として自覺せられた。まことに大和魂は「國祚之永命を祈り、紫極之靖鎮を護り」來つたのであつて、近くは日清・日露の戦役に於て力強く覺醒せられ、且具現せられた。

明き清き心は、主我的・利己的な心を去つて、本源に生き、道に生きる心である。即ち君民一体の肇國以來の道に生きる心である。こゝにすべての私心の穢は去つて、明き正しき心持が生ずる。私を没して本源に生きる精神は、やがて義勇奉公の心となつて現れ、身を捨てて國に報ずる心となつて現れる。これに反して、己に執し、己がためにのみ計る心は、我が國に於ては、昔より黒き心、穢れたる心といはれ、これを祓ひ、これを去ることを努めて來た。我が國の祓は、この穢れた心を祓ひ去つて活き明き直き本源の心に歸る行事である。それは、神代以來國民の間に広く行はれて來た行事であつて、大祓の詞に、

かく聞食してば、皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪と云ふ罪は在らじと、科戸の風の天の八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津辺に居る大船を舳解き放ち、艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く、彼方の繁木が本を、焼鎌の敏鎌以ちて打ち掃ふ事の如く、

遺る罪は在らじと、祓へ給ひ、清め給ふ事を、高山の末短山の末よりさくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比●(クチヘン+「羊」と云ふ神、大海原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば荒塩の塩の八

百道の八塩道の塩の八百会に坐す速開都比●(クチヘン+「羊」と云ふ神、持ち可呑みてむ。かく可呑みてば、氣吹戸に坐す氣吹戸主と云ふ

神、根の國底の國に氣吹き放ちてむ かく氣吹き放ちてば、根の國底の國に坐す速佐須良比●(クチヘン+「羊」と云ふ神、持ちさすらひ失ひてむ。

かく失ひてば、天皇が朝廷に仕へ奉る官官の人等を始めて、天の

下四方には、今日より始めて、罪と云ふ罪は在らじ……………

とある。これ我が國の祓の清明にして雄大なる精神を表したものである。國民は常にこの祓によつて、清き明き直き心を維持し發揚して來たのである。

人が自己を中心とする場合には、没我献身の心は失はれる。個人本位の世界に於ては、自然に我を主として他を従とし、利を先にして奉仕を後にする心が生ずる。西洋諸国の国民性・国家生活を形造る根本思想たる個人主義・自由主義等と、我が国のそれとの相違は正にこゝに存する。我が国は肇国以来、清き明き直き心を基として発展して来たのであつて、我が国語・風俗・習慣等も、すべてこゝにその本源を見出すことが出来る。

わが国民性には、この没我・無私の精神と共に、包容・同化の精神とその働とが力強く現れてゐる。大陸文化の輸入に当つても、己を空しうして支那古典の字句を使用し、その思想を採り入れる間に、自ら我が精神がこれを統一し同化してゐる。この異質の文化を輸入しながら、よく我が国特殊のものを生むに至つたことは、全く我が国特殊の偉大なる力である。このことは、現代の西洋文化の摂取についても深く鑑みなければならぬ。

抑々没我の精神は、単なる自己の否定ではなく、小なる自己を否定することによつて、大なる真の自己に生きることである。元来個人は国家より孤立したものではなく、国家の分として各々分担するところをもつ個人である。分なるが故に常に国家に帰一するをその本質とし、こゝに没我の心を生ずる。而してこれと同時に、分なるが故にその特性を重んじ、特性を通じて国家に奉仕する。この特質が没我の精神と合して他を同化する力を生ずる。没我・献身といふも、外国に於けるが如き、国家と個人とを相対的に見て、国家に対して個人を否定することではない。又包容・同化は他の特質を奪ひ、その個性を失はしむることではなく、よくその短を棄てて長を生かし、特性を特性として、採つて以て我を豊富ならしめることである。こゝに我が国の大いなる力と、我が思想・文化の深さと広さを見出すことか出来る。

没我帰一の精神は、国語にもよく現れてゐる。国語は主語が屢々表面に現れず、敬語がよく発達してゐるといふ特色をもつてゐる。これはものを対立的に見ずして、没我的・全体的に思考するがためである。而して外国に於ては、支那・西洋を問はず、敬語の見べきものは少ないが、我が国に於ては、敬語は特に古くより組織的に発達して、よく恭敬の精神を表してゐるのであつて、敬語の発達につれて、主語を表さないことも多くなつて来た。この恭敬の精神は、固より皇室を中心とし、至尊に対し奉つて己を空しうする心である。おほやけに対するにわたくしの語を以て自称とし、古くから用ひられる「たまふ」、或は「はべる」「さぶらふ」等の動詞を崇敬・敬讓の助動詞に転じて用ゐる如きがこれである。而してこの「さぶらふ」「さむらふ」といふ文字から武士の意味の「侍」の語が出たのであり、書簡文に於ける候文の発達となつた。今日用ゐられてゐる「御座います」の如きも、同様に高貴なる座としての「御座ある」と、「いらつしやる」「御出でになる」といふ意味の「います」から来た「ます」とからなつてゐるのである。

次に風俗・習慣に於ても、我が国民性の特色たる敬神・尊皇・没我・和等の精神を見ることが出来る。平素の食事も御飯を戴くといひ、初穂を神に捧げ、先づ祖先の靈前に供へた後、一家の者がこれを祝ふのは、食物は神より賜はつたものであり、それを戴くといふ心持を示してゐる。新年の行事に松て、門松を立て、若水を使ひ、雑煮を祝ふところにも、遠い祖先からの伝統生活がある。賀詞を述べて齡を祝ふのは、古に於ては、氏上が聖寿を祝ひ奉る寿詞の精神につながるものであり、万歳の称呼の如きも亦同じ意味の祝言である。

鎮守はもとより、氏神様といふのは、大体に於て産土の神と考へてよいが、地方的な

団体生活の中心をなして今日に及んでゐる。今日の彼岸会や盂蘭盆会の行事は、仏教のそれと民俗信仰と合したものだと思はれ、鎮守の社や寺の境内で行はれる盆踊について見ても、農村娯楽の間にこの両系統の信仰の融合統一が見られる。農事に関しては、豊年を祝ふ心、和合共栄の精神、祖先崇拜の現れ等をうかがふことが出来、同時に我が舞踊に多い輪をどりの形式にも、中心に向つて統一せられる没我的な特色が出てゐて、西洋の民族舞踊に多い男女対偶の形式に相對してゐる。子供が生まれた時、お宮参りをさせる風習が広く行はれてゐるが、これには氏神に対する古からの心持が現れてゐる。

年中行事には節供の如きものがあり、自然との関係、外来文化の融合調和等が見られるが、更に有職故実等に及んでは、その形の奥に汲み出される伝統精神を見逃すことは出来ない。年中行事には、既に挙げたやうに氏族生活の俤を留めるものもあれば、宮廷生活の間から生まれたものもあり、又武家時代に儀式として定められたものもある。いずれもその底には我が伝統の精神が輝いてゐる。雛祭の如きは、最初は祓の行事を主体とし、平安時代の貴族の生活に入つて、ひいな遊びとなり、楽しみと躰とを併せた儀式的な行事となつた。更にそれが江戸時代になつては、内裏雛を飾り、皇室崇敬の心を託することになつた。

#### 四、祭祀と道徳

明治天皇の御製に、

神風の伊勢の宮居の事をまづ今年も物の始にぞきく

と仰せられてゐるのは、我が政始の御儀を御歌ひになつたのであつて、この御儀には、総理大臣が、先づ前年中、神宮の祭祀の滞りなく奉仕せられた旨を奏上する。こゝに、我が国政治の最も重要なものとして、祭祀をみそなはせ給ふ大御心を拝することが出来る。大日本史の神紙志に、

夫れ祭祀は政教の本づく所。敬神尊祖、孝敬の義天下に達す。

凡百の制度も亦是に由つて立つ。

とあるのは、祭祀と政治と教育とが根源に於て一致する我が国の特色をよく明らかにしてゐる。我が国は現御神にまします天皇の統治し給ふ神国である。天皇は、神をまつり給ふことによつて天ツ神と御一体となり、弥々現御神としての御徳を明らかにし給ふのである。されば天皇は特に祭祀を重んぜられ、賢所・皇霊殿・神殿の宮中三殿の御祭祀は、天皇御親らこれを執り行はせ給ふのである。明治二年、神祇官内に神殿を建てて、天神地祇・御歴代皇霊を奉祭せられ、同三年、天皇は鎮祭の詔を渙発し給うて、

朕恭しく惟みるに 大祖業を創め 神明を崇敬し蒼生を愛撫

す。祭政一致由来する所遠し矣。朕寡弱を以て夙に 聖緒を

承け、日夜●（リッシンベン+「朮」）●（リッシンベン+「易」）、天職の或は虧くことを懼る。乃ち●（「低」の左側がシメスヘン）に 天神

地祇 八神暨び 列皇神霊を神祇官に鎮守して、以て孝敬を申

ぶ。庶幾くは、億兆をして矜式するところあらしめむ。

と仰せられた。臣民は、この大和心を承け奉つて、同じく祭祀を以て我が肇国の精神を奉体し、私を捨てて天皇の御安泰を祈り奉り、又国家に報ずる精神を磨くのである。かくの

如く天皇の神に奉仕せられることと臣民の敬神とは、いづれもその源を同じうし、天皇は祭祀によつて弥々君徳を篤くし給ひ、臣民は敬神によつて弥々その分を竭くすの覚悟を堅くする。

我が国の神社は、古来祭祀の精神及びその儀式的中心となつて来た。神社は惟神の道の表現であつて、神に奉斎し、報本反始の誠を致すところである。御鏡に関する神勅は、神宮並びに賢所の奉斎の由つて来る本であり、神社存立の根本義は、日本書紀の皇孫降臨の条に於ける天ツ神籬及び天ツ磐境に関する神勅にある。即ち高皇産霊ノ神が、天ノ児屋ノ命・太玉ノ命に、

吾は則ち天ツ神籬及び天ツ磐境を起樹てて、当に吾孫の為に斎ひ

奉らむ。汝天ノ児屋ノ命、太玉ノ命、宜しく天ツ神籬を持ちて、葦原の中ツ国に降りて、亦吾孫の為に斎ひ奉れ。

と仰せられた執心に副ひ奉るのである。

神社に斎き祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏族の祖の命以下、皇運扶翼の大業に奉仕した神霊である。この神社の祭祀は、我が国民の生命を培ひ、その精神の本となるものである。氏神の祭に於て報本反始の精神の発露があり、これに基づいて氏人の団欒があり、又御輿を担いで渡御に仕へる鎮守の祭礼に於て、氏子の和合、村々の平和がある。かくて神社は国民の郷土生活の中心ともなる。更に国家の祝祭日には国民は日の丸の国旗を掲揚して、国民的敬虔の心を一にする。而してすべての神社奉斎は、究極に於て、天皇が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに帰一するのであつて、こゝに我が国の敬神の根本が存する。

祭には、穢を祓つて神に奉仕し、まことを致して神威を崇め、神恩を感謝し、祈願をこめるのである。神に向ふ心持は、我が国に於ては親と子との関係といふ最も根本的なところから出てゐる。即ち罪穢を祓つて祖に近づくことであり、更に私を去つて公に合し、我を去つて国家と一となるところにある。

而してその穢を去つた敬虔な心からの自然の発露としては、西行法師の

何事のおはしますをば知らねども忝さの涙こぼるる

といふ歌がある。

神社は国家的の存在であるのを根本義とするものであるから。令に於ける神祇官以来、国家の制度・施設として有して来たのであつて、現在に於ける各派神道、その他の一般の宗教とはその取扱を異にしてゐる。

明治天皇の御製には、

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ

と仰せられ、又、祝部行氏も、

神垣に御代治まれと祈るこそ君に仕ふる誠なりけれ

と詠んでゐる。かくて皇大神宮は我が国神社の中心であらせられ、すべての神社は国家的の存在として、国民の精神生活の中軸となつてゐる。

我が国祭祀の本旨は以上の如きものであるが、これを西洋の神に対する信仰に比すると、その間に大なる逕庭がある。西洋の神話・伝説にも多くの神々が語られてゐるが、それは肇国の初よりつながる国家的な神ではなく、又国民・国土の生みの親、育ての親としての神ではない。我が国の神に対する崇敬は、肇国の精神に基づく国民的信仰であつて、天や天国や彼岸や理念の世界に於ける超越的な神の信仰ではなく、歴史的国民生活から流

露する奉仕の心である。従つて我が国の祭祀は、極めて深く且広き意義をもつと同時に、又全く国家的であり、實際生活的である。

以上の如き敬神崇祖の精神が、我が国民道徳の基礎をなし、又我が文化の各方面に行き互つて、外来の儒教・仏教その他のものを包容同化して、日本的な創造をなし遂げしめた。我が国民道徳は、敬神崇祖を基として、忠孝の大義を展開してゐる。国を家として忠は孝となり、家を国として孝は忠となる。こゝに忠孝は一本となつて万善の本となる。

忠は、明浄正直の誠を本として勤務をはげみ、分を竭くし、以て天皇に奉仕することであり、この忠を本として親に対する孝が成り立つ。それは我が国民が、祖先以来行つて来た古今に通じて謬らざる惟神の大道である。

「教育ニ関スル勅語」には国民道徳の大本を教へ給うて、

股惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト  
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥  
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ  
此ニ存ス

と仰せられ、又、

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守  
スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス  
朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ  
と宣はせられてある。

我が国に於て明浄正直の誠が重んぜられたことは、語事に見え、宣命に示され、冠位の名ともなつたことによつて明らかである。宝基本紀等に「冥加は正直を以て本と為す」といひ、又倭姫ノ命世記には、

黒き心無くして丹き心を以て清く潔く齋り慎み、左の物を右に  
移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左に帰  
り右に廻る事も、万の事違ふ事なくして、大神に仕へ奉れ 元を  
元とし、本を本とする故なり。

と述べてある。これは即ち明浄正直の精神を明らかにするものであつて、左右相混ぜず、右を右とし左を左とし、各々その位を正し、その分を明らかにして寸毫も違はず、一切の歪曲を許さず奸悪邪曲を容れない心である。而してこの寸毫も違はない正直とその正直の働とを以て、始めて元を元とすることが出来る。北畠親房の神皇正統記は、この精神を承けて正直を強調し、その著とせられる元元集の名は右の文を直接の典拠とすると思はれるが、国民道徳として特に心すべきことは、この左を左とし右を右とし、夫々のものがあるべき情態、正しき姿にあらしめ、以て元を元とし、本を本とすることである。

我が国民道徳の上に顕著なる特色を示すものとして、武士道を挙げる事が出来る。武士の社会には、古の氏族に於ける我が国特有の全体的な組織及び精神がよく継承せられてゐた。故に主として儒教や仏教に学びながら、遂によくそれを超えるに至つた。即ち主従の間は恩義を出て結ばれながら、それが恩義を超えた没我の精神となり、死を視ること帰するが如きに至つた。そこでは死を軽んじたといふよりは、深く死に徹して真の意味に於てこれを重んじた。即ち死によつて真の生命を全うせんとした。個に執し個を立てて全を失ふよりも、全を全うし全を生かすために個を殺さんとするのである。生死は根本に於

て一であり、生死を超えて一如のまことが存する。生もこれにより、死も亦これによる。然るに生死を対立せしめ、死を厭うて生を求むることは、私に執著することであつて武士の恥とするところである。生死一如の中に、よく忠の道を全うするのが我が武士道である。

戦国時代に於ても、領主はよく家長的精神を發揮して領民を愛護してゐる。これ又武士道の現れでなければならぬ。武士の心掛は、平時にあつては、家の伝統により敬神崇祖の心を養ひ、常に緩急に処する覚悟を練り、智仁勇を兼ね備へ、なさけを解し、物のあはれを知るものたらんと努めるにある。武士道の大成に与つて力のあつた山鹿素行・松宮觀山・吉田松陰等は、いづれも敬神の念に篤い人人であつた。この武士道が、明治維新と共に封建の旧態を脱して、弥々その光を増し、忠君愛国の道となり、又皇軍の精神として展開して来たのである。

仏教は印度に發し、支那・朝鮮を経て我が国に入つたものであるが、それは信仰であると共に道德であり、又学問である。而して我が国に入つては国民精神に醇化せられて、国民的な在り方を以て發展した。古くは推古天皇二年春二月に、天皇は皇太子及び大臣に三宝興隆の詔を下し給ひ、その詔によつて君恩と親恩とに報ずるために寺塔が建立せられた。君親の思を報ずるために寺を建てるといふ仏教傳來初期のこの精神は、やがて南都仏教に於て鎮護国家の精神として現れ、天台宗・真言宗に至つてはこの標幟を掲げ、その後臨濟宗の興禪護国論の如き、又日蓮宗の立正安国論の如き主張となり、その他、新仏教の組師達も齊しく王法を重んじた。而してこれと共に、その教理的發達にも大いに見るべきものがあつた。真言宗が森羅万象を大日如来の顯現とし、即身成仏を説き、天台宗が草木国土も悉皆仏性をもち、凡夫も悟れば仏であるといひ、解脱を衆生に及ぼすことを説くところに、天照大神を中心とする神祇崇敬及び帰一没我の精神、一視同仁、衆と共に和する心に相応するもののあるのを觀る。南都仏教の或ものに於ては、解脱に差別を説いてゐるのに、平安仏教以後、特に無我に基づく差別即平等、平等即差別の仏教本來の趣意を明らかにして、一切平等を説くに至つたのは、やはり差別即平等の心を有つ我が国の民族的・家族的な精神、没我的 全体的精神によつて攝取醇化せられたものであつて、例へば親鸞が御同朋御同行と呼びかけてゐるが如きこれである。浄土宗・真宗は聖道門に対する易行道の浄土門をとり、還相回向を説き、時宗は利他教化の遊行をなして、仏教をして国民大衆の仏教とした。親鸞が阿弥陀仏の絶対他力の攝取救済を詮き、自然法爾を求めたところには、没我帰一の精神が最もよく活かされてゐると共に、法然が時処所縁を嫌はず念仏して、ありのまゝの姿に於て往生の業を成ずることを説いたところには、日本人の動的な實際的な人生觀が現れてゐる。又道元が、自己を空しうした自己の所行が道に外ならぬとし、治生産業皆これ報恩の行となす没我的精神、實際的な立場をとる点に於て同様のものをもつてゐる。この精神は、次第に神儒仏三教一致等の説ともなつて現れるに至つた。天台宗以下、釈尊よりの歴史的相伝師承を抛り所とし、聖徳太子に復らうとする運動を生じたところには、歴史・伝統を尊重する精神が見られる。かやうにして我が国は大乗相應の地とせられて、仏教を今日にあらしめたのであり、国民的な在り方、性格が自ら顯現してゐる。かくの如く同化せられた仏教が、我が文化を豊富にし、ものの見方に深さを与へ、思索を訓練し、よく国民生活に浸透し、又国民精神を鼓舞してゐるのであつて、彼岸会・孟蘭盆会の如き崇祖に關聯する行事をも生ずるに至つた。

## 五、国民文化

我が国の文化は、肇国以来の大精神の顕現である。これを豊富にし発展せしめるために外来文化を摂取醇化して来た。支那の明時代に著された五難俎に、経書のうち孟子を携へて日本へ往く者があれば、その船は必ず覆溺するといふ伝説を掲げてゐる如きは、凡そ革命思想が我が国体と根本的に相容れないことを物語るものであり、我が不動の精神とこれに基づく厳正な批判との存することを意味してゐる。菅原道真の語といはれる「和魂漢才」なる言葉が一般に行はれたのも、かやうな意味に於てである。

凡そまことの文化は国家・民族を離れた個人の抽象的理念の所産であるべきではない。我が国に於ける一切の文化は国体の具現である。文化を抽象的理念の展開として考へる時、それは常に具体的な歴史から遊離し、国境を超越する抽象的・普遍的のものとならざるを得ない。然るに我が国の文化には、常に肇国の精神が儼存してをり、それが国史と一体をなしてゐる。

かくて我が国の文化は、一貫せる精神をもつと共に、歴史の各時代に於て各々異なる特色を現してゐる。而して創造は常に回顧と一となり、復古は常に維新の原動力となる。即ち今と古とは一となり、そこに新時代の創造が営まれる。我が国の歴史を辿るものは、到るところにこの事実の明瞭に現れてゐるのを見るであらう。従つて我が国に於ては、復古なき創造は真の意味に於ける創造ではない。それと同時に創造なき復古は真の復古ではない。たゞ肇国以来一貫せる精神に基づく「むすび」こそ、我が国のまことの発展の姿でなければならぬ。

元来我が国の学問は、歴代の天皇の御奨励によつて発達し、今日あるを得たのである。即ち夙に儒教・仏教並びにこれに随伴した大陸の文化を摂取し、これを保護奨励し給うたのである。遣隋使・遣唐使にそへて多数の留学生、学問僧を遣されて広く外国文化の粋を採り給うたことや、万葉集の撰集に次いで、古今和歌集以下所謂二十一代集等の勅撰、或は勅版の印行等、学問を御奨励遊ばされたことは枚挙に遑がない。これは近く明治維新以来、西洋の学問・技術の摂取普及に関する明治天皇の御軫念にも拝することが出来る。かく学問を保護奨励し給ふことは、一に皇祖肇国の御精神を恢弘し、国運の隆昌、民福の増進に大御心を注がせ給ふがために外ならぬ。

古来我が国の学問には、自ら肇国以来一貫せる精神が流れてゐる。聖徳太子は、皇道の羽翼として儒・仏・老の教を摂取せられて、憲法十七条を肇作し、又三経の義疏を著し給うた。理即ち道理といふことを説かれるにしても、それは決して抽象的・普遍的な理法といふが如きものとしてではなく、具体的に一貫せる伝統精神の上に践み行ふべき道として示し給うてゐる。而してこの道によつて、当時の多岐多方面に互る学問・文化は綜合統一せられ、爾来常に復古と創造、伝統と発展とが相即不離に展開し、進歩を遂げて来た。

国史については聖徳太子は夙に天皇記・国記等を作り給ひ、次いで天武天皇の聖旨に基づき、元明天皇は古事記三巻を撰録せしめ給ひ、元正天皇は勅して日本書紀三十巻を編纂せしめ給うた。而して日本書紀が撰進せられた翌年から、宮中に於てこれが講筵を設けさせられ、臣民をして我が国のまことの姿を明らかに覺らしめ給ふところがあつた。勅命による修史の事業は、醍醐天皇の御代に至るまで相継ぎ、所謂六国史の成立を見るに至つたが、後世民間にも、大日本史の如き修史事業が企てられたのである。又、江戸時代に勃



興した国学は、古典の研究に発した復古の学であり、国史と共によく国体を明らかにし、国民精神の宣揚に大いに貢献するところがあつた。

我が国のあらゆる学問は、その究極を国体に見出すと共に、皇運の扶翼を以てその任務とする。江戸時代に西洋の医学・砲術その他が伝来した時、非常な困難を排してその研究に当つたのも、又、明治維新後、西洋の學術百般の採用に専念し、努力したのも、皆これ皇運を扶翼し奉る臣民の道に立つてのことであつた。併しながら非常の勢を以て外来文化を輸入し、諸方面に向つて大いに発展しつつある今日の学問に於ては、知らず識らずの間にこの中心を見失ふ惧れなしとしない。明治天皇は五箇条の御誓文の中に、

智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と仰せられてゐるのであつて、如何なる学問に従事するものも、常に思をこの根本の目的に致し、よく我が国学問の本旨を逸脱せず、以て聖旨に副ひ奉ることに努めねばならぬ。

我が国の教育も、亦一に国体に基づき、国体の顕現を中心とし、肇国以来の道にその淵源を有すべきことは、学問の場合と全く同様である。我が教育は、古く氏上が氏人を率ゐて朝廷に奉仕した時代に於ては、その氏々に於ける祖先以来の奉仕の歴史の傳承が教育の内容をなした。例へば高橋氏文に於て、高橋氏の祖磐鹿六鷹ノ命が景行天皇に奉仕して忠勤を擢んでより、代々家職を襲ぎ、朝廷の内膳職に奉仕する由来を述べて、その子孫を教訓し、以て奉公の念を厚うせしめた如き、古来諸家の氏文は皆この類である。後世武士の教育についても、この伝統による家庭教育を重んじ、家門の名を守るべきことを常に訓へたのである。吉野朝の忠臣菊池氏の家訓たる菊池武茂起請文に、

武茂弓箭の家生まれ、朝家に仕ふる身たる間、天道に依じて  
正直の理を以て、家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、  
三宝の御ゆるされをかうぶるべく候。その外私の名聞己欲の  
ために義をわすれ恥をかへりみず、当世にへつらへる武士の心  
をながく離るべく候。

とあるはその例である。

近世に於ける国民教育は、神道家・国学者・儒者・仏教法・心学者等の活動によるものが多かつた。神道家に於ける中臣祓の尊重、国学者に於ける我が古典の研究とその普及との如きは、最も顕著なものである。かうした人々の貢献に關聯して、神社に於ては和歌・俳諧の神前披講・献額等が行はれ、奉納額は算道に関するものにも及んでゐる。諸芸諸道の祖として夫々の守護神を立て、八幡宮を武神として尊崇し、天満天神を文神として仰ぎ、素戔嗚ノ尊の八雲の神詠に和歌の起原を求めるなど、種々の道の起原を神に求めてゐる。

抑々「をしへ」は「愛し」の語が示すやうに慈しみ育てる意味であり、人間自然の慈愛を基として道に従つて人を育てることである。「みちびく」は子弟をして道に至らしめる意味である。我が国の教育は、明治天皇が「教育ニ関スル勅語」に訓へ給うた如く、一に我が国体に則とり、肇国の御精神を奉体して、皇運を扶翼するをその精神とする。従つて個人主義教育学の唱へる自我の実現、人格の完成といふが如き、単なる個人の發展完成のみを目的とするものとは、全くその本質を異にする。即ち国家を離れた単なる個人的心意・性能の開發ではなく、我が国の道を體現するところの国民の育成である。個人の創造性の涵養、個性の開發等を事とする教育は、動もすれば個人に偏し個人の恣意に流れ、延

いては自由放任の教育に陥り、我が国教育の本質に適はざるものとなり易い。

教育は知識と実行とを一にするものでなければならぬ。知識のみの偏重に陥り、国民としての実践に欠くる教育は、我が国教育の本旨に悖る。即ち知行合一してよく肇国の道を行ずるところに、我が国教育の本旨の存することを知るべきである。諸々の知識の体系は実践によつて初めて具体的のものとなり、その処を得るのであつて、理論的知識の根柢には、常に国体に連なる深い信念とこれによる実践とがなければならぬ。而して国民的信念及び実践は理論的知識によつて益々正確にせられ、発展せしめられるのであるから、我が国教育に於ても、理論的・科学的知識は弥々尊重奨励せられねばならぬが、同時にそれを国民的信念及び実践と離れしめずして、以て我が国文化の真の発達に資するところがなければならぬ。即ち一面諸科学の分化発展を図ると共に、他面その綜合に留意し、実行に高め、以てかゝる知識をして各々その処を得しめ、その本領を發揮せしむべきである。

畏くも明治天皇は、明治十二年、教学大旨に、

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽  
スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ  
然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品  
行ヲ破り風俗ヲ傷フ者少カラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首ト  
シテ陋習ヲ破り知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ  
所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒  
ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ  
知ラサルニ至ランモ測ルヘカラス是我邦教学ノ本意ニ非サル  
也

と仰せられてゐる。寔に今の時世に照して深く思を致さなければならぬところである。

我が国の道は、古来の諸芸にも顕著に現れてゐる。詩歌・管絃・書画・聞香・茶の湯・生華・建築・彫刻・工芸・演劇等、皆その究極に於ては道に入り、又道より出でてゐる。道の現れは、一面に於て伝統尊重の精神となり、他面に於て創造発展の行となる。従つて中世以来我が国の芸道は、先づ型に入つて修練し、至つて後に型を出るといふ修養方法を重んじた。それは個人の恣意を排し、先づ伝統に生き型に従ふことによつて、自ら道を得、而して後これを個性に従つて実現すべきことを教へたものである。これ我が国芸道修業の特色である。

我が芸道に見出される一の根本的な特色は、没我帰一の精神に基づく様式を採ることであり、更に深く自然と合致しようとする態度のあることである。庭園の造り方を見ても、背景をなす自然との融合をはかり、布置配列せられた一木一石の上にも大自然を眺めようとし、竹の簀の子に萱の屋根の亭を設けて自然の懐に没入しようとする。即ち主観的計画に流れ人意を恣にするが如きものではない。茶道に於て佗びを尊ぶのも、それを通じて我を忘れて道に合致しようとする要求に出づる。狭い茶室に膝つき合せて一期一会を楽しみ、主客一味の喜びにひたり、かくして上下の者が相寄つて私なく差別なき和の境地に到るのである。この心は、古来種々の階級や職業のものが差別の裡に平等の和を致し、大なる忘我奉公の精神を養つて来たことによく相応する。絵画に於ても、大和絵の如きは素直な心を以て人物・自然を写し、流麗にして趣致に富み、日本人の心を最もよく表現してゐる。連歌・俳諧の如きは、本来一人の創作ではなく集团的な和の文学、協力の文学である。又

簡素清浄なる神社建築は、よく自然と調和して限りなく神々しいものとなつてゐる。寺院建築の如きも、よく山川草木の自然に融合して優美なる姿を示し、鎧兜や衣服の模様に至るまで自然との合致が見られるといふが如く、広く美術工芸等にもよくこの特色が現れてゐる。更に我が国芸術について注意すべきは、精神と現実との綜合調和及び夫々の部門の芸術が互に結びついてゐることである。即ち世阿弥の「花」、芭蕉の「さび」、近松門左衛門の虚実論等に於ては、この心と物との深い一体の關係を捉へてゐる。繪巻物に於ては、文学・繪画・工芸等の巧なる綜合が見られ、能樂に於ては、詞章・謡歌（謡）、奏樂（囃）、舞踊・演伎（形）、繪画、工芸等の力強い綜合的實現がある。歌舞伎に於ても音楽と舞踊と所作との融合にその特色が現れてをり、又花道によつて舞台と觀衆との融和にまで進んでゐる。

これを要するに、我が国の文化は、その本質に於て肇国以来の大精神を具現せるものであつて、学問・教育・芸道等、すべてその基づくところを一にしてゐる。将来の我が国文化も常にかゝる道の上に立つて益々創造せらるべきである。

## 六、政治・經濟・軍事

我が国は万世一系の天皇御統治の下、祭祀・政治はその根本を一にする。大化の改新に於て唐制を採用するに際し、孝徳天皇が悦以て民を使ふの道を問ひ給へるに対し、蘇我石川麻呂は「先づ以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に応に政事を議るべし」と奏上してゐる。我が国古の成文法は近江令より養老令に至つて完成せられたが、その職員令の初に先づ神紙官を置き、又特に神紙令を設けてある。明治天皇は「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇国の大典政教の基本なり」と詔せられてゐる。即ち祭祀の精神は肇国以来政事の本となつたのであつて、宮中に於かせられては、畏くも三殿の御祭祀をいとも厳肅に執り行はせられる。これ皇祖肇国の御精神を体し、神ながら御世しろしめし給ふ大御心より出づるものと拝察し奉るのである。実に敬神と愛民とは歴代の天皇の有難き大御心である。

明治天皇は、皇祖皇宗の御遺訓、御歴代統治の洪範を紹述し給ひ、明治二十二年二月十一日を以て皇室典範を御制定になり、大日本帝国憲法を發布遊ばされた。

外国に於ける成文憲法は、大体に於て既存の統治権者を放逐し、又は掣肘することから生まれた。前の場合は所謂民約憲法と称せられるけれども、その実は平等な人民が自由の立場に於て交互に契約したものではなくして、権力争奪に於ける勝利者によつて決定せられたものに過ぎない。後の場合は所謂君民協約憲法と称せられるものであつて、これは伝統的の権力者たる君主が新興勢力に強要せられて相互の勢力圏を協定したものに外ならぬ。尚この外に欽定憲法の名を冠するものがあつても、それは程度の差こそあれ、實質に於ては、矢張りこの種の協約憲法以外のものではない。

然るに帝国憲法は、万世一系の天皇が「祖宗ニ承クルノ大権」を以て大御心のまゝに制定遊ばされた欽定憲法であつて、皇室典範と共に全く「みことのり」に外ならぬ。

而してこの欽定せられた憲法の内容は、外国に於けるが如き、制定当時の権力關係を永久に固定せんがために規範化したものでもなく、或は民主主義・法治主義・立憲主義・共産主義・独裁主義等の抽象的理論又は実践的要求を制度化したものでもない。又外国の制度を移植し模倣したものでもなく、皇祖皇宗の御遺訓を顕彰せられた統治の洪範に外な

らぬ。これは、典憲欽定に際して皇祖皇宗の神霊に誥げ給うた御告文に、

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ

と仰せられ、又、

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス

と宣はせられたことによつても昭かである。

かくの如き皇祖皇宗の御遺訓を紹述せんとの大御心は、独り典憲欽定に際してのみならず、明治の御代を一貫して渝らせられぬものであつたことは、

世はいかに開けゆくともいにしへの国のおきてはたがへざらなむ

かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりける

さだめたる国のおきてはいにしへの聖の君のみこゑなりけり

の御製によつても拝せられる。しかもかくの如き叡慮は、明治の御代に限られたことではなく、御歴代一貫の大御心である。皇祖皇宗の御遺訓は歴代天皇によつて紹述せられるのであつて、こゝ万世一系の皇統は自然の御一系たせられるのみではなく、同時に御自覚の御一系たせ給ふ有難き事実が拝せられる。故に、欽定遊ばされた典憲は、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる御統治の洪範の紹述として、これを奉戴し、又偏へにかくの如きものとして謹解し、循行するを要する。

而してこの連綿不断の御統治の洪範を新たに典憲として紹述遊ばされたのは、御告文に、

顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子

孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵

行セシメ益々国家ノ丕基を鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘ

シ

と仰せられてあるところにかゞはれる。国運の隆昌、臣民の懿徳良能の發揚、慶福の増進を念じさせ給ふことは、「天壤無窮ノ宏謨」に循はせ給ひ、「祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシ」め給ふ所以である。而して憲法欽定の特殊なる御目的は、君臣の遵守規範を明徴にし、又臣民翼賛の道を広め給ふところにあることが拝せられる。而して世局の進運、人文の發達が、この憲法御制定の機縁となつてゐる。このことも亦「夫れ大人の制を立つる、義必ず時に随ふ」との御祖訓に随はせ給うたのである。かくの如き立憲の御精神を拝して外国に於ける憲法制定の由来に思を及ぼす時、よく彼我の憲法の本質的差異を知ることが出来る。

我が憲法に祖述せられてある皇祖皇宗の御遺訓中、最も基礎的なものは、天壤無窮の神勅である。この神勅は、万世一系の天皇の大御心であり、八百万ノ神の念願であると共に、一切の国民の願である、従つて知ると知らざるとに拘らず、現実に存在し規律する命法である。それは独り将来に向つての規範たるのみならず、肇国以来の一大事実である。憲法第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのは、これを昭示し給うたものであり、第二条は皇位継承の資格並びに順位を昭かにし給ひ、第四条前半は元首・統治権等、明治維新以来採択せられた新しき概念を以て、第一条を更に紹述し給うたもの

である。天皇は統治権の主体であらせられるのであつて、かの統治権の主体は国家であり、天皇はその機関に過ぎないといふ説の如きは、西洋国家学説の無批判的の踏襲といふ以外には何等の根拠はない。天皇は、外国の所謂元首・君主・主権者・統治権者たるに止まらせられる御方ではなく、現御神として肇国以来の大義に随つて、この国をしろしめし給ふのであつて、第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである。外国に於て見られるこれと類似の規定は、勿論かゝる深い意義に基づくものではなくして、元首の地位を法規によつて確保せんとするものに過ぎない。

尚、帝国憲法の他の規定は、すべてかくの如き御本質を有せられる天皇御統治の準則である。就中、その政体法の根本原則は、中世以降の如き御委任の政治ではなく、或は又英国流の「君臨すれども統治せず」でもなく、又は君民共治でもなく、三権分立主義でも法治主義でもなくして、一に天皇の御親政である。これは、肇国以来万世一系の天皇の大御心に於ては一貫せる御統治の洪範でありながら、中世以降絶えて久しく政体法上制度化せられなかつたが、明治維新に於て復古せられ、憲法にこれを明示し給うたのである。

帝国憲法の政体法の一切は、この御親政の原則の拡充紹述に外ならぬ。例へば臣民権利義務の規定の如きも、西洋諸国に於ける自由権の制度が、主権者に対して人民の天賦の権利を擁護せんとするのとは異なり、天皇の恵撫慈養の御精神と、国民に隔てなき翼賛の機会を均しうせしめ給はんとの大和心より打出づるのである。政府・裁判所・議会の鼎立の如きも、外国に於ける三権分立の如くに、統治者の権力を掣肘せんがために、その統治権者より司法権と立法権とを奪ひ、行政権のみを容認し、これを掣肘せんとするものとは異なつて、我が国に於ては、分立は統治権の分立ではなくして、親政輔翼機関の分立に過ぎず、これによつて天皇の御親政の翼賛を弥々確實ならしめんとするものである。議会の如きも、所謂民主国に於ては、名義上の主権者たる人民の代表機関であり、又君民共治の所謂君主国に於ては、君主の専横を抑制し、君民共治するための人民の代表機関である。我が帝国議会は、全くこれと異なつて、天皇の御親政を、国民をして特殊の事項につき特殊の方法を以て、翼賛せしめ給はんがために設けられたものに外ならぬ。

我が国の法は、すべてこの典憲を基礎として成立する。個々の法典法規としては、直接御親裁によつて定まるものもあれば、天皇の御委任によつて制定せられるものもある。併しいづれも天皇の御稜威に淵源せざるものはないのである。その内容についても、これを具体化する分野及びその程度には、種々の品位階次の相違はあるが、結局に於ては、御祖訓紹述のみことのりたる典憲の具体化ならぬはない。従つて万法は天皇の御稜威に帰する。それ故に我が国の法は、すべて我が国体の表現である。

かくて我が国の法は、御稜威の下に、臣民各自が皇運扶翼のために、まことを尽くし、恪循する道を示されたものである。されば臣民が国憲を重んじ、国法に遵ふは、国民が真に忠良なる臣民として生きる所以である。

経済は、物資に関する国家生活の内容をなすものであつて、物資は、たゞに国民の生活を保つがために必要なるのみならず、皇威を発揚するがための不可欠なる条件をなすものである。従つて国の経済力の培養は、皇国発展の一つの重要なる基礎である。

されば、畏くも肇国の当初に於て、皇祖が親しく生業をさづけ給ひ、経済即ち産業が国の大業に属することを御示し遊ばされた。神武天皇は「苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ」と宣ひ、更に崇神天皇は「農は天下の大本なり、民の恃みて以て生くる所なり」

と仰せられ、歴代の天皇は常に億兆臣民の生業を御軫念遊ばされた。然るに久しきに亙る封建時代に於て、職業は漸次固定し、経済は著しく硬化したために、産業の発達には見るべきものが少なかった。江戸時代の末に於ては、これを打開せんがため幾多の経済学者及び経済生活の指導者が現れた。就中、二宮尊徳の如きはその著しいものである。尊徳に於ては一円融合の理、報徳の道を説き、勤労・分度・推譲を主張し、これを天地の大法に合致する大道とし、皇国本源の道を示現するものとして説いた。

我が国が明治維新によつて世界列強の間に伍するや、従来の豊業生産のみを以てしては、経済力の発展を図ることの困難なることが痛感せられた。こゝに於て明治以来屢々聖諭を下し給ひ、近代西洋の生産技術を採用し、又勤儉の重んずべきを訓誡遊ばされ、又実業教育を整へ、産業を奨励し、以て国富の増進、臣民の慶福のために大御心を注がせ給うた。臣民も亦よく天皇の大和心を体し、官民協力、勤儉よく産を治めて、今日見るが如き国力の充実を見るに至つたのであり、その急速なる発達は、世界の驚異とするところである。

我が国民経済は、皇国無窮の発展のための大御心に基づく大業であり、民の慶福の倚るところのものであつて、西洋経済学の説くが如き個人の物質的欲望を充足するための活動の聯関総和ではない。それは、国民を挙げて「むすび」の道に参じ、各人その分に従ひ、各々そのつとめを尽くすところのものである。我が国に早くより発達した農事は、地物そのものの生成を人の力によつて育成することであり、人と土とが和合して生産を営むことである。これ我が国産業の根本精神である。近代に勃興した商工業と雖も、固よりこれと同一の精神によつて営まらるべきはいふまでもない。

我が国近代の経済活動の根柢には、西洋思想の著しい浸潤があるにも拘らず、常にかゝる肇国以来の産業精神が流れてゐたと見るべきである。固より我が国民の悉くが、その経済活動に於て常にかゝる精神を意識してゐたといふのではなく、また我が国民が、生産活動のあらゆる場合に、営利の観念を離脱してゐたといふのでもない。併し我が国の産業に従事する者の多くが、単に自己の物質的欲望の充足に導かれるといふよりは、むしろ何よりも先づ各々の職分を守り、つとめを尽くすといふ精神によつて和合の中にその業務にいそしんで来たことは、見逃し難い事実である。さればこそ、最近に見るが如き我が産業界の世界的躍進を齎し得たのである。

「むすび」の精神を本とし、公を先にし私を後にし、分を守りつとめを尽くし、和を以て旨とする心こそ、我が国固有の産業精神であつて、それは産業界に強き力を生ぜしめ、創意を奨め、協力を齎し、著しくその能率を高め、産業全体の隆昌を来し、やがて国富を増進する所以となる。将来我が国民の経済活動に於ては、この特有の産業精神が十分に自覚せられ、これに基づいて弥々その発展が図られねばならぬ。かくて、経済は道徳と一致し、利欲の産業に非ずして、道に基づく産業となり、よく国体の精華を経済に於て発揚し得ることとなるであらう。

我が国体の再現は、軍事についても全く同様である。古来我が国に於ては、神の御魂を和魂・荒魂に分つてゐる。この両面の働の相協ふところ、万物は各々そのところに安んずると共に、弥々生成発展する。而して荒魂は、和魂と離れずして一体の働をなすものである。この働によつて天皇の御稜威にまつろはぬものを「ことむけやはす」ところに皇軍の使命があり、所謂神武とも称すべき尊き武の道がある。明治天皇の詔には「祖宗以来尚

武ノ国体」と仰せられてある。天皇は明治六年徴兵令を布かせられ、国民皆兵の実を挙げさせ給ひ、同十五年一月四日には、陸海軍軍人に勅諭を賜はつて、

我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある

と仰せ出され、又、

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕が国家を保護して上天の恵に応し祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を尽すと尽さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を増さは朕汝等と共譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を国家の保護に尽さは我国の蒼生は永く太平の福を受け我国の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし

と諭し給うた。この勅諭は、畏くも天威に咫尺し奉るが如く尊く拝誦せられる。まことに皇軍の使命は、御稜威をかしこみ、大御心のまに／＼よく皇国を保全し、国威を發揚するにある。我が皇軍は、この精神によつて日清・日露の戦を経て、世界大戦に参加し、大いに国威を中外に輝かし、世界列強の中に立つてよく東洋の平和を維持し、又広く人類の福祉を維持増進するの責任ある地位に立つに至つた。

こゝに於て、我等国民は、「文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬励シ」と仰せられた聖旨を奉体し、協心戮力・至誠奉公、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、臣民たるの本分を竭くさねばならぬ。

## 結語

我等は、以上我が国体の本義とその国史に顕現する姿とを考察して来た。今や我等皇国臣民は、現下の諸問題に対して如何なる覚悟と態度とをもつべきであらうか。惟ふに、先づ努むべきは、国体の本義に基づいて諸問題の起因をなす外来文化を醇化し、新日本文化を創造するの事業である。

我が国に輸入せられた各種の外来思想は、支那・印度・欧米の民族性や歴史性に由来する点に於て、それらの国々に於ては当然のものであつたにしても、特殊な国体をもつ我が国に於ては、それが我が国体に適するか否かが先づ厳正に批判検討せられねばならぬ。即ちこの自覚とそれに伴ふ醇化とによつて、始めて我が国として特色ある新文化の創造が期し得られる。

抑々西洋思想は、その源をギリシヤ思想に發してゐる。ギリシヤ思想は、主知的精神を基調とするものであり、合理的・客観的・観想的なることを特徴とする。そこには、都市を中心として文化が創造せられ、人類史上稀に見る哲学・芸術等を遺したのであるが、末期に至つてはその思想及び生活に於て、漸次に個人主義的傾向を生じた。而してローマは、このギリシヤ思想を法律・政治その他の實際的方面に継承し發展せしめると同時に、超国家的なキリスト教を採用した。欧米諸国の近世思想は、一面にはギリシヤ思想を復活し、中世期の宗教的圧迫と封建的専制とに反抗し、個人の解放、その自由の獲得を主張し、

天国を地上に将来せんとする意図に発足したものであり、他面には、中世期の超国家的な普遍性と真理性とを尊重する思想を継承し、而もこれを地上の実証に求めんとするところから出発した。これがため自然科学を発達せしめると共に、教育・学問・政治・経済等の各方面に於て、個人主義・自由主義・合理主義を主流として、そこに世界史的に特色ある近代文化の著しい発展を齎した。

抑々人間は現実的存在であると共に永遠なるものに連なる歴史的存在である。又、我であると同時に同胞たる存在である。即ち国民精神により歴史に基づいてその存在が規定せられる。これが人間存在の根本性格である。この具体的な国民としての存在を失はず、そのまゝ個人として存在するところに深い意義が見出される。然るに、個人主義的な人間解釈は、個人たる一面のみを抽象して、その国民性と歴史性とを無視する。従つて全体性・具体性を失ひ、人間存立の真実を逸脱し、その理論は現実より遊離して、種々の誤つた傾向に趨る。こゝに個人主義・自由主義乃至その発展たる種々の思想の根本的な過誤がある。今や西洋諸国に於ては、この誤謬を自覚し、而してこれを超克するために種々の思想や運動が起つた。併しながら、これらも畢竟個人の単なる集合を以て団体或は階級とするか、乃至は抽象的の国家を観念するに終るのであつて、かくの如きは誤謬に代ふるに誤謬を以てするに止まり、決して真実の打開解決ではない。

我が国に輸入せられた支那思想は、主として儒教と老荘思想とであつた。儒教は実践的な道として優れた内容を持ち、頗る価値ある教である。而して孝を以て教の根本としてゐるが、それは支那に於て家族を中心として道が立てられてゐるからである。この孝は実行的な特色をもつてゐるが、我が国の如く忠孝一本の国家的道徳として完成せられてゐない。家族的道徳を以て国家的道徳の基礎とし、忠臣は孝子の門より出づるともいつてゐるが、支那には易姓革命・禪讓放伐が行はれてゐるから、その忠孝は歴史的・具体的な永遠の国家的道徳とはなり得ない。老荘は、人為を捨てて自然に帰り、無為を以て化する境涯を理想とし、結局その道は文化を否定する抽象的のものとなり、具体的な歴史的基礎の上に立たずして個人主義に陥つた。その末流は所謂竹林の七賢の如く、世間を離れて孤独を守らうとする傾向を示し、清談独善の徒となつた。要するに儒教も老荘思想も、歴史的に発展する具体的な国家的基礎をもたざる点に於て、個人主義的傾向に陥るものといへる。併しながら、それらが我が国に摂取せられるに及んでは、個人主義的・革命的要素は脱落し、殊に儒教は我が国体に醇化せられて日本儒教の建設となり、我が国民道徳の発達に寄与することが大であつた。

印度に於ける仏教は、行的・直観的な方面もあるが、観想的・非現実的な民族性から創造せられたものであつて、冥想的・非歴史的・超国家的なものである。然るに我が国に摂取せられるに及んでは、国民精神に醇化せられ、現実的・具体的な性格を得て、国本培養に貢献するところが多かつたのである。

これを要するに、西洋の学問や思想の長所が分析的・知的であるに対して、東洋の学問・思想は、直観的・行的なることを特色とする。それは民族と歴史との相違から起る必然的傾向であるが、これを我が国の精神・思想並びに生活と比較する時は、尚そこに大なる根本的の差異を認めざるを得ない。我が国は、従来支那思想・印度思想等を輸入し、よくこれを摂取醇化して皇道の羽翼とし、国体に基づく独自の文化を建設し得たのである。明治維新以来、西洋文化は滔々として流入し、著しく我が国運の隆昌に貢献するところが



あつたが、その個人主義的性格は、我が国民生活の各方面に互つて種々の弊害を醸し、思想の動揺を生ずるに至つた。併しながら、今やこの西洋思想を我が国体に基づいて醇化し、以て宏大なる新日本文化を建設し、これを契機として国家的大発展をなすべき時に際会してゐる。

西洋文化の摂取醇化に當つては、先づ西洋の文物・思想の本質を究明することを必要とする。これなくしては、国体の明徴は現実を離れた抽象的のものとなるであらう。西洋近代文化の顯著なる特色は、実証性を基とする自然科学及びその結果たる物質文化の華かな發達にある。更に精神科学の方面に於ても、その精密性と論理的組織性とは見られ、特色ある文化を形成してゐる。我が国は益々これらの諸学を輸入して、文化の向上、国家の發展を期せねばならぬ。併しながらこれらの学的体系・方法及び技術は、西洋に於ける民族・歴史・風土の特性より来る西洋独自の人生觀・世界觀によつて裏附けられてゐる。それ故に、我が国にこれを輸入するに際しては、十分この点に留意し、深くその本質を徹見し、透徹した見識の下によくその長所を採用し短所を捨てなければならぬ。

明治以来の我が国の傾向を見るに、或は傳統精神を棄てて全く西洋思想に没入したものがあつたり、或は歴史的な信念を維持しながら、而も西洋の學術理論に關して十分な批判を加へず、そのまゝこれを踏襲して二元的な思想に陥り、而もこれを意識せざるものがある。又著しく西洋思想の影響を受けた知識階級と、一般のものとは相當な思想的懸隔を來してゐる。かくて、かゝる情態から種々の困難な問題が発生した。嘗て流行した共產主義運動、或は最近に於ける天皇機關説の問題の如きが、往々にして一部の学者・知識階級の問題であつた如きは、よくこの間の消息を物語つてゐる。今や共產主義は衰頹し、機關説が打破せられたやうに見えても、それはまだ決して根本的に解決せられてはゐない。各方面に於ける西洋思想の本質の究明とその国体による醇化とが、今一段の進展を見ざる限り、眞の成果を挙げる事は困難であらう。

惟ふに西洋の思想・學問について、一般に極端なるもの、例へば共產主義・無政府主義の如きは、何人も容易に我が国体と相容れぬものであることに気づくのであるが、極端ならざるもの、例へば民主主義・自由主義等については、果してそれが我が国体と合致するや否やについては多くの注意を払はない。抑々如何にして近代西洋思想が民主主義・社會主義・共產主義・無政府主義等を生んだかを考察するに、先に述べた如く、そこにはすべての思想の基礎となつてゐる歴史的背景があり、而もその根柢には個人主義の人生觀があることを知るのである。西洋近代文化の根本性格は、個人を以て絶対獨立自存の存在とし、一切の文化はこの個人の充実に存し、個人が一切価値の創造者・決定者であるとするところにある。従つて個人の主觀的思考を重んじ、個人の腦裡に描くところの觀念によつてのみ國家を考へ、諸般の制度を企画し、理論を構成せんとする。かくして作られた西洋の國家學說・政治思想は、多くは、國家を以て、個人を生み、個人を超えた主体的な存在とせず、個人の利益保護、幸福増進の手段と考へ、自由・平等・獨立の個人を中心とする生活原理の表現となつた。従つて、恣に自由解放のみを求め、奉仕といふ道徳的自由を忘れた謬れる自由主義や民主主義が発生した。而してこの個人主義とこれに伴ふ抽象的思想の發展するところ、必然に具體的・歴史的な國家生活は抽象的論理の蔭に見失はれ、いづれの國家も國民も一様に國家一般乃至人間一般として考へられ、具體的な各國家及びその特性よりも、寧ろ世界一体の國際社會、世界全体に通ずる普遍的理論の如きものが重んぜ

られ、遂には国際法が国法よりも高次の規範であり、高き価値をもち、国法は寧ろこれに従属するものとするが如き誤った考すら発生するに至るのである。

個人の自由なる営利活動の結果に対して、国家の繁栄を期待するところに、西洋に於ける近代自由主義経済の濫觴がある。西洋に発達した近代の産業組織が我が国に輸入せられた場合も、国利民福といふ精神が強く人心を支配してゐた間は、個人の澁刺たる自由活動は著しく国富の増進に寄与し得たのであるけれども、その後、個人主義・自由主義思想の普及と共に、漸く経済運営に於て利己主義が公然正当化せられるが如き傾向を馴致するに至つた。この傾向は貧富の懸隔の問題を発生せしめ、遂に階級的対立闘争の思想を生ぜしめる原因となつたが、更に共產主義の侵入するや、経済を以て政治・道徳その他百般の文化の根本と見ると共に、階級闘争を通じてのみ理想的社会を実現し得ると考ふるが如き妄想を生ぜしめた。利己主義や階級闘争が我が国体に反することは説くまでもない。皇運扶翼の精神の下に、国民各々が進んで生業に競ひ励み、各人の活動が統一せられ、秩序づけられるところに於てこそ、国利と民福とは一如となつて、健全なる国民経済が進展し得るのである。

教育についても亦同様である。明治維新以後、我が国は進歩した欧米諸国の教育を参酌して、教育制度・教授内容等の整備に努め、又自然科学はもとより精神諸科学の方面に於ても大いに西洋の学術を輸入し、以て我が国学問の進歩と国民教育の普及とを図つて来た。五箇条の御誓文を奉体して旧来の陋習を破り、智識を世界に求めた進取の精神は、この方面にも亦長足の進歩を促し、その成果は極めて大なるものがあつた。併しそれと同時に個人主義思想の浸潤によつて、学問も教育も動もすれば普遍的真理といふが如き、抽象的なもののみを目標として、理智のみの世界、歴史と具体的生活とを離れた世界に趨らんとし、智育も徳育も知らず識らず抽象化せられた人間の自由、個人の完成を目的とする傾向を生ずるに至つた。それと同時に又それらの学問・教育が、分化し専門化して漸く綜合統一を欠き、具体性を失ふに至つた。この傾向を是正するには、我が国教育の淵源たる国体の真義を明らかにし、個人主義思想と抽象的思考との清算に努力するの外はない。

かくの如く、教育・学問・政治・経済等の諸分野に互つて浸潤してゐる西洋近代思想の帰するところは、結局個人主義である。而して個人主義文化が個人の価値を自覚せしめ、個人能力の発揚を促したことは、その功績といはねばならぬ。併しながら西洋の現実が示す如く、個人主義は、畢竟個人と個人、乃至は階級間の対立を惹起せしめ、国家生活・社会生活の中に幾多の問題と動揺とを醸成せしめる。今や西洋に於ても、個人主義を是正するため幾多の運動が現れてゐる。所謂市民的個人主義に対する階級的個人主義たる社会主義・共產主義もこれであり、又国家主義・民族主義たる最近の所謂ファッショ・ナチス等の思想・運動もこれである。

併し我が国に於て真に個人主義の齎した欠陥を是正し、その行詰りを打開するには、西洋の社会主義乃至抽象的全体主義等をそのまま輸入して、その思想・企画等を模倣せんとしたり、或は機械的に西洋文化を排除することを以てしては全く不可能である。

今や我が国民の使命は、国体を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献するにある。我が国は夙に支那・印度の文化を輸入し、而もよく独自の創造と発展とをなし遂げた。これ正に我が国体の深遠宏大の致すところであつて、これを承け継ぐ国民の歴史的使命はまことに重大である。現下国体明徴の

声は極めて高いのであるが、それは必ず西洋の思想・文化の醇化を契機としてなさるべきであつて、これなくしては国体の明徴は現実と遊離する抽象的のものとなり易い。即ち西洋思想の摂取醇化と国体の明徴とは相離るべからざる関係にある。

世界文化に対する過去の日本人の態度は、自主的にして而も包容的であつた。我等が世界に貢献することは、たゞ日本人たるの道を弥々發揮することによつてのみなされる。国民は、国家の大本としての不易な国体と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道とによつて、維れ新たなる日本を益々生成発展せしめ、以て弥々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ、我等国民の使命である。

(奥付)

昭和十二年五月二十九日印刷

昭和十二年五月三十一日発行

昭和十六年五月五日六刷発行（六十三万部）

文 部 省 編 纂

内閣印刷局印刷発行

販売所 内閣印刷局発行課

東京市麹町区大手町

電話丸ノ内（23）三五一一三五九

振替東京 一九〇〇〇

全国各地官報販売所

(不許無断転載) 全国各地主要書店

定価三十五銭